



発行 新潟県

号外 1
令和5年5月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 639 新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項（水産課）
- 640 佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項（水産課）

告 示

◎新潟県告示第639号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定により、新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

令和5年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）

◎漁業権公示番号	新共第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
漁場の区域	粟島浦村(粟島)最大高潮時海岸線から距岸2,700メートルの線と鯖礁を中心とする半径1,800メートルの線及び八の下礁を中心とする半径1,500メートルの線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	
	うみぞうめん漁業	
	えご漁業	
第2種共同漁業	いか、たなご小型定置漁業	2月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	たらさし網漁業	1月1日から4月30日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	ぶりさし網漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号		新共第2号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶴泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保地先	
点の位置	基点 1 新潟県漁場基点第1号(山形県と新潟県との境界) (参考値:北緯38度33分11.1秒 東経139度32分53.9秒) 基点 2 新潟県漁場基点第2号(村上市府屋と碁石との境界) (参考値:北緯38度30分16.0秒 東経139度31分05.4秒) 基点 3 新潟県漁場基点第4号(村上市今川と板貝との境界) (参考値:北緯38度24分18.0秒 東経139度27分46.5秒) 基点 4 新潟県漁場基点第5号(村上市浜新保と馬下との境界) (参考値:北緯38度21分33.7秒 東経139度27分04.5秒) い 1から 227度23分31秒 490.5メートルの点 (参考値:北緯38度33分00.3秒 東経139度32分39.0秒) ろ いから 275度47分58秒 2,430メートルの点 (参考値:北緯38度33分08.3秒 東経139度30分59.2秒) は ろから 185度47分58秒 1,000メートルの点 (参考値:北緯38度32分36.0秒 東経139度30分55.0秒) に はから 275度47分58秒 1,400メートルの点 (参考値:北緯38度32分40.6秒 東経139度29分57.5秒) ほ 2から 303度00分 4,000メートルの点 (参考値:北緯38度31分26.6秒 東経139度28分46.9秒) へ 2から 303度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度30分47.8秒 東経139度30分03.1秒) と 3から 287度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度24分35.1秒 東経139度26分35.6秒) ち 4から 282度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度21分45.9秒 東経139度25分52.0秒)	
漁場の区域	1・い、い・ろ、ろ・は、は・に、に・ほ、ほ・へ、へ・と、と・ち、ち・4の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	にしがい漁業	
	あおさ漁業	
	いわのり漁業	
	うみぞうめん漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きずさし網漁業	

	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶉泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		
(4) 条件		
<p>①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ケ統以内及び2階網2ケ統以内とする。</p> <p>②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内及び2階網6ケ統以内とする。</p> <p>③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。</p> <p>④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。</p>		

◎漁業権公示番号	新共第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎地先	
点の位置	基点 4 新潟県漁場基点第5号(村上市浜新保と馬下との境界) (参考値:北緯38度21分33.7秒 東経139度27分04.5秒) 基点 5 新潟県漁場基点第6号(村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) (参考値:北緯38度14分34.9秒 東経139度26分56.6秒) ち 4から 282度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度21分45.9秒 東経139度25分52.0秒) り 5から 241度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度14分06.6秒 東経139度25分51.9秒)	
漁場の区域	4・ち、ち・り、り・5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	にしがい漁業	
	あおさ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	
	かれい、めばるさし網漁業	
	きすさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	さけさし網漁業	
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。		
③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。		
④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第4号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市岩船港町、瀬波温泉3丁目、岩船北浜町、瀬波浜町、瀬波新田町、松波町、瀬波温泉1丁目、瀬波温泉2丁目及び塩谷地先	
点の位置	基点 5 新潟県漁場基点第6号(村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) (参考値:北緯38度14分34.9秒 東経139度26分56.6秒) 基点 6 新潟県漁場基点第7号(村上市瀬波と岩船との境界) (参考値:北緯38度12分32.1秒 東経139度26分00.9秒) 基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) (参考値:北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) り 5から 241度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度14分06.6秒 東経139度25分51.9秒) ぬ 6から 298度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度12分59.5秒 東経139度24分55.5秒) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒)	
漁場の区域	5・り、り・ぬ、ぬ・る、る・7の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	にしがい漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	
	かれい、うしのしたさし網漁業	
	かれい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	3月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市岩船上大町、岩船上町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船横新町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船港町、岩船下大町、八日市、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波新田町、学校町、浜新田、瀬波温泉、松波町及び塩谷		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。		

- ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。
- ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。
- ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

◎漁業権公示番号	新共第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号 (村上市と胎内市との境界) (参考値：北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) 基点 8 新潟県漁場基点第11号 (胎内市荒井浜と笹口浜との境界) (参考値：北緯38度05分54.1秒 東経139度22分12.3秒) 基点 9 新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界) (参考値：北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒) を 8から 303度30分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度06分58.5秒 東経139度20分09.1秒) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒)	
漁場の区域	7・る、る・を、を・わ、わ・9の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜及び村松浜		
(4) 条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。		
②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新発田市地先	
点の位置	基点 9 新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界) (参考値: 北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) 基点 10 新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) (参考値: 北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値: 北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒) か 10から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値: 北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒)	
漁場の区域	9・わ、わ・か、か・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きずさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新発田市藤塚浜		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第7号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚及び大字網代浜地先	
点の位置	基点 10 新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) (参考値：北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) 基点 11 新潟県漁場基点第14号の1 (北蒲原郡聖籠町大字網代浜) (参考値：北緯38度00分17.4秒 東経139度14分54.9秒) か 10から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒) かの1 10から 317度00分 5,500メートルの点 (参考値：北緯38度04分00.1秒 東経139度14分45.3秒) よ 11から 326度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度01分54.2秒 東経139度13分32.4秒) よの1 11から 326度00分 5,500メートルの点 (参考値：北緯38度02分45.3秒 東経139度12分48.8秒)	
漁場の区域	10・か、か・かの1、かの1・よの1、よの1・よ、よ・11の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いなだ、このしろさし網漁業	
	かにさし網漁業	
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
かにかご漁業	2月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚、大字網代浜、大字蓮潟及び大字大夫		
(4) 条件		
第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。		

◎漁業権公示番号	新共第 8 号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜 8 丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 12 新潟県漁場基点第18号 (新潟市北区太郎代と島見町との境界) (参考値：北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒) 基点 13 新潟県漁場基点第21号 (新潟市北区松浜町 (古水戸)) (参考値：北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) た 12から 336度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度00分41.9秒 東経139度11分17.7秒) れ 13から 346度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯37度59分22.5秒 東経139度05分44.6秒)	
漁場の区域	12・た、た・れ、れ・13の 3 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あさり (こたまがい) 漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	にしがい漁業	
	はまぐり漁業	
	いわのり漁業	
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2 月 1 日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4 月 1 日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3 月 1 日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	かにかご漁業	2 月 1 日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1 月 1 日から12月31日まで
第 3 種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3 月 1 日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜 1 丁目、松浜 2 丁目、松浜 3 丁目、松浜 4 丁目、松浜 5 丁目、松浜 6 丁目、松浜 7 丁目、松浜本町 1 丁目、松浜本町 2 丁目、松浜本町 3 丁目、松浜本町 4 丁目、松浜 8 丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山 2 丁目及び太平		
(4) 条件		
①第 2 種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を 1 階網又は 2 階網 1 ケ統とする。		
②第 2 種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10 節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市東区船江町1丁目、平和町、臨港町3丁目、臨港町2丁目、臨海町、中央区入船町4丁目、海辺町2番町、船見町2丁目、雲雀町、西船見町、関屋及び西区青山地先	
点の位置	基点 13 新潟県漁場基点第21号(新潟市北区松浜町(古水戸)) (参考値:北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) 基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れ 13から 346度00分 3,600メートルの点 (参考値:北緯37度59分22.5秒 東経139度05分44.6秒) そ 14から 323度00分 6,000メートルの点 (参考値:北緯37度56分23.0秒 東経138度56分21.2秒)	
漁場の区域	13・れ、れ・そ、そ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)		
(4) 条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。		

◎漁業権公示番号	新共第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区青山の一部、上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町及び内野上新町地先	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) 基点 15 新潟県漁場基点第24号(新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界) (参考値:北緯37度51分08.3秒 東経138度53分34.0秒) そ 14から 323度00分 6,000メートルの点 (参考値:北緯37度56分23.0秒 東経138度56分21.2秒) つ 15から 322度30分 6,000メートルの点 (参考値:北緯37度53分42.7秒 東経138度51分04.5秒)	
漁場の区域	14・そ、そ・つ、つ・15の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	うみぞうめん漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
	ばいかご漁業	2月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜地先	
点の位置	基点 15 新潟県漁場基点第24号 (新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界) (参考値：北緯37度51分08.3秒 東経138度53分34.0秒) 基点 16 新潟県漁場基点第25号 (新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界) (参考値：北緯37度48分26.2秒 東経138度50分05.6秒) 基点 17 新潟県漁場基点第27号 (新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界) (参考値：北緯37度45分06.1秒 東経138度48分02.0秒) つ 15から 322度30分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分42.7秒 東経138度51分04.5秒) ね 16から 299度30分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度50分01.9秒 東経138度46分32.0秒) な 17から 289度34分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度46分11.2秒 東経138度44分11.0秒)	
漁場の区域	15・つ、つ・ね、ね・な、な・17の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
		かにかご漁業
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬地先	
点の位置	基点 17 新潟県漁場基点第27号 (新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界) (参考値: 北緯37度45分06.1秒 東経138度48分02.0秒) 基点 18 新潟県漁場基点第28号 (新潟市と長岡市との境界) (参考値: 北緯37度42分22.4秒 東経138度47分07.6秒) な 17から 289度34分 6,000メートルの点 (参考値: 北緯37度46分11.2秒 東経138度44分11.0秒) ら むから 289度34分 3,600メートルの点 (参考値: 北緯37度44分14.9秒 東経138度43分31.8秒) む うから 18度00分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度43分35.8秒 東経138度45分50.4秒) う 18から 289度34分 2,500メートルの点 (参考値: 北緯37度42分49.5秒 東経138度45分31.4秒)	
漁場の区域	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・18の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第13号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市地先	
点の位置	基点 18 新潟県漁場基点第28号 (新潟市と長岡市との境界) (参考値：北緯37度42分22.4秒 東経138度47分07.6秒) 基点 19 新潟県漁場基点第29号 (長岡市と三島郡出雲崎町との境界) (参考値：北緯37度34分40.0秒 東経138度43分37.4秒) う 18から 289度34分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分49.5秒 東経138度45分31.4秒) ゐ うから 198度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分03.2秒 東経138度45分12.5秒) の ゐから 289度34分 3,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分41.2秒 東経138度42分57.9秒) のノ1 のから 201度30分 5,800メートルの点 (参考値：北緯37度39分46.2秒 東経138度41分31.1秒) のノ2 のノ1から 120度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度39分30.0秒 東経138度42分06.5秒) のノ3 のノ2から 201度30分 5,800メートルの点 (参考値：北緯37度36分34.9秒 東経138度40分39.8秒) のノ4 のノ3から 120度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度36分18.7秒 東経138度41分15.1秒) お 19から 300度34分 4,100メートルの点 (参考値：北緯37度35分47.6秒 東経138度41分13.5秒)	
漁場の区域	18・う、う・ゐ、ゐ・の、の・のノ1、のノ1・のノ2、のノ2・のノ3、のノ3・のノ4、のノ4・お、お・19の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	さわらさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
かにかご漁業	2月1日から12月31日まで	

	ぬたうなぎかご漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いなだ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ケ曾根		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。		
③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網2ケ統以内とする。		
④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第14号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字久田地先	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第29号 (長岡市と三島郡出雲崎町との境界) (参考値: 北緯37度34分40.0秒 東経138度43分37.4秒) 基点 20 新潟県漁場基点第30号 (三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界) (参考値: 北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒) く 19から 300度34分 4,500メートルの点 (参考値: 北緯37度35分54.2秒 東経138度40分59.4秒) や 20から 294度34分 4,500メートルの点 (参考値: 北緯37度34分26.0秒 東経138度39分54.7秒)	
漁場の区域	19・く、く・や、や・20の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かますさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田、寺泊敦ケ曾根、三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地及び西山町大崎		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ケ統とする。		
③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町、大字尼瀬、大字勝見、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊地先	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） （参考値：北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒） 基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） （参考値：北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒） ま 20から 294度34分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度34分46.2秒 東経138度38分59.1秒） け 21から 295度00分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度27分33.6秒 東経138度32分14.8秒）	
漁場の区域	20・ま、ま・け、け・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり（こたまがい）漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かますさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第16号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市(ただし、西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊を除く。)地先	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号(柏崎市大字大湊字浜岸) (参考値:北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒) 基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1(柏崎市と上越市柿崎区との境界) (参考値:北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) け 21から 295度00分 6,000メートルの点 (参考値:北緯37度27分33.6秒 東経138度32分14.8秒) ふの1 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 (参考値:北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒)	
漁場の区域	21・け、け・ふの1、ふの1・23の1の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 柏崎港東埠頭用地西護岸(旧東防波堤)の北端 (参考値:北緯37度22分00.8秒 東経138度32分05.6秒) イ アより 342度17分 25メートルの点 (参考値:北緯37度22分01.6秒 東経138度32分05.3秒) ウ イより 322度30分 120メートルの点 (参考値:北緯37度22分04.7秒 東経138度32分02.3秒) エ ウより 306度00分 33メートルの点 (参考値:北緯37度22分05.3秒 東経138度32分01.2秒) オ エより 32度00分 244メートルの点 (参考値:北緯37度22分12.0秒 東経138度32分06.5秒) カ オより 7度30分 300メートルの点 (参考値:北緯37度22分21.7秒 東経138度32分08.1秒) キ カより 94度30分 40メートルの点 (参考値:北緯37度22分21.6秒 東経138度32分09.7秒) ク キより 150度00分 540メートルの点 (参考値:北緯37度22分06.4秒 東経138度32分20.7秒)	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで

	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区地先	
点の位置	基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1 (柏崎市と上越市柿崎区との境界) (参考値: 北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) 基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値: 北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) ふの1 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 (参考値: 北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 (参考値: 北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒)	
漁場の区域	23の1・ふの1、ふの1・こ、こ・24の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	あじ、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市柿崎区竹鼻、柿崎区柿崎、柿崎区直海浜、柿崎区三ツ屋浜及び柿崎区上下浜		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大潟区地先	
点の位置	基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値: 北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) 基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) (参考値: 北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 (参考値: 北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒) え 25から 331度06分 6,500メートルの点 (参考値: 北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒)	
漁場の区域	24・こ、こ・え、え・25の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	あじ、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市大潟区雁子浜、九戸浜、潟町、四ツ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜及び犀潟		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市(ただし、柿崎区、大潟区及び名立区を除く。)地先	
点の位置	基点 25 新潟県漁場基点第36号(上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) (参考値:北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) 基点 26 新潟県漁場基点第37号(上越市大字虫生岩戸) (参考値:北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) 基点 27 新潟県漁場基点第38号(上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) (参考値:北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) え 25から 331度06分 6,500メートルの点 (参考値:北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒) て 26から 338度00分 6,500メートルの点 (参考値:北緯37度13分26.4秒 東経138度10分01.4秒) あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度10分56.1秒 東経138度11分17.4秒) さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒)	
漁場の区域	25・え、え・て、て・あ、あ・さ、さ・27の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	あじ、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原		
(4) 条件		
①第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		
②直江津港港湾区域及び直江津港導流堤灯台から321度2,200メートルの点を中心とする半径700メートルの検疫		

錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。

◎漁業権公示番号		新共第20号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市の一部及び上越市の一部沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号 (柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) (参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) 基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1 (柏崎市と上越市柿崎区の境界) (参考値：北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) 基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値：北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) 基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) (参考値：北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) 基点 26 新潟県漁場基点第37号 (上越市大字虫生岩戸) (参考値：北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) き 22から 323度00分 6,550メートルの点 (参考値：北緯37度23分57.2秒 東経138度26分43.8秒) ゆ 22から 323度00分 11,000メートルの点 (参考値：北緯37度25分52.5秒 東経138度24分54.8秒) ふ 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒) え 25から 331度06分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒) て 26から 338度00分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度13分26.4秒 東経138度10分01.4秒) め 26から 338度00分 12,000メートルの点 (参考値：北緯37度16分11.8秒 東経138度08分37.7秒)	
漁場の区域	き・ゆ、ゆ・め、め・て、て・え、え・こ、こ・ふ、ふ・きの7線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
柏崎市及び上越市(ただし、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ケ浦、大字吉浦及び大字茶屋ケ原沖合	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第37号(上越市大字虫生岩戸) (参考値:北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) 基点 27 新潟県漁場基点第38号(上越市大字茶屋ケ原と上越市名立区との境界) (参考値:北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度10分56.1秒 東経138度11分17.4秒) み 26から 338度00分 23,000メートルの点 (参考値:北緯37度21分42.5秒 東経138度05分50.0秒) し 27から 329度40分 12,000メートルの点 (参考値:北緯37度16分01.1秒 東経138度02分01.6秒) さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒)	
漁場の区域	あ・み、み・し、し・さ、さ・あの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
(3) 関係地区		
上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ケ浦、大字吉浦、大字茶屋ケ原、上越市名立区名立小泊、名立大町及び糸魚川市大字筒石		

◎漁業権公示番号		新共第22号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第38号 (上越市大字茶屋ケ原と上越市名立区との境界) (参考値: 北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) 基点 28 新潟県漁場基点第40号 (上越市と糸魚川市との境界) (参考値: 北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒) さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒) ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度09分32.1秒 東経138度03分29.3秒)	
漁場の区域	27・さ、さ・ひ、ひ・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新共第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字徳合、大字筒石、大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞、大字鬼伏、大字間脇、大字中浜、大字中宿、大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上、寺町、大字大町、本町、横町及び大字寺島地先	
点の位置	基点 28 新潟県漁場基点第40号（上越市と糸魚川市との境界） （参考値：北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒） 基点 29 新潟県漁場基点第41号（糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界） （参考値：北緯37度07分33.8秒 東経138度02分44.4秒） 基点 30 新潟県漁場基点第44号（糸魚川市大字能生と大字木浦との境界） （参考値：北緯37度05分49.0秒 東経137度58分28.3秒） 基点 31 新潟県漁場基点第46号（糸魚川市大字鬼伏と大字間脇との境界） （参考値：北緯37度04分44.5秒 東経137度56分32.8秒） 基点 32 新潟県漁場基点第47号（糸魚川市大字中宿と大字梶屋敷との境界） （参考値：北緯37度03分38.9秒 東経137度54分52.2秒） 基点 33 新潟県漁場基点第49号（糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界） （参考値：北緯37度02分09.7秒 東経137度49分55.6秒） ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度09分32.1秒 東経138度03分29.3秒） も 29から 324度28分 2,320メートルの点 （参考値：北緯37度08分35.1秒 東経138度01分49.8秒） せ 30から 329度28分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度06分30.9秒 東経137度57分57.4秒） せの1 30から 294度30分 1,800メートルの点 （参考値：北緯37度06分13.2秒 東経137度57分21.9秒） すの1 30から 307度30分 2,700メートルの点 （参考値：北緯37度06分42.3秒 東経137度57分01.5秒） す 30から 329度28分 2,500メートルの点 （参考値：北緯37度06分58.9秒 東経137度57分36.8秒） い 30から 323度10分 5,450メートルの点 （参考値：北緯37度08分10.5秒 東経137度56分15.9秒） ろ 31から 334度42分 6,500メートルの点 （参考値：北緯37度07分55.2秒 東経137度54分40.2秒） へ 32から 337度40分 7,000メートルの点 （参考値：北緯37度07分08.9秒 東経137度53分04.4秒） る 33から 332度00分 5,000メートルの点 （参考値：北緯37度04分32.9秒 東経137度48分20.6秒）	
漁場の区域	28・ひ、ひ・も、も・せ、せ・せの1、せの1・すの1、すの1・す、す・い、い・ろ、ろ・へ、へ・る、る・33の11線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	

	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かに、くるまえびさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、ひらめ、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	さばさし網漁業	
	たい、めばるさし網漁業	
	たちうおさし網漁業	
	たらさし網漁業	
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	あじ、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字徳合、大字筒石、大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞、大字鬼伏、大字間脇、大字中浜、大字中宿、大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上、寺町、大字大町、横町及び大字寺島		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振地先	
点の位置	基点 33 新潟県漁場基点第49号 (糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界) (参考値：北緯37度02分09.7秒 東経137度49分55.6秒) 基点 34 新潟県漁場基点第50号 (糸魚川市大字青海と大字歌との境界) (参考値：北緯37度00分57.4秒 東経137度45分55.4秒) 基点 35 新潟県漁場基点第51号 (糸魚川市大字外波と大字市振との境界) (参考値：北緯36度59分41.9秒 東経137度42分10.7秒) 基点 36 新潟県漁場基点第52号 (新潟県と富山県との境界) (参考値：北緯36度58分42.5秒 東経137度38分07.4秒) る 33から 332度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度04分32.9秒 東経137度48分20.6秒) を 34から 338度58分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度03分28.8秒 東経137度44分42.7秒) わ 35から 338度28分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度02分12.7秒 東経137度40分56.5秒) か 36から 349度58分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度01分54.2秒 東経137度37分25.1秒)	
漁場の区域	33・る、る・を、を・わ、わ・か、か・36の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	たい、めばる、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	たらさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
	めばるさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	たい地びき網漁業	4月1日から6月30日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号		新共第25号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市及び新発田市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) (参考値:北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) 基点 8 新潟県漁場基点第11号(胎内市荒井浜と笹口浜との境界) (参考値:北緯38度05分54.1秒 東経139度22分12.3秒) 基点 9 新潟県漁場基点第13号(胎内市と新発田市との境界) (参考値:北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) 基点 10 新潟県漁場基点第14号(新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) (参考値:北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒) よ 8から 303度30分 4,000メートルの点 (参考値:北緯38度07分05.7秒 東経139度19分55.4秒) た 9から 343度30分 4,900メートルの点 (参考値:北緯38度05分31.5秒 東経139度17分55.2秒) れ 9から 338度00分 6,000メートルの点 (参考値:北緯38度05分59.5秒 東経139度17分20.1秒) そ 9から 308度00分 5,400メートルの点 (参考値:北緯38度04分46.9秒 東経139度15分57.8秒) つ 9から 305度40分 4,200メートルの点 (参考値:北緯38度04分18.5秒 東経139度16分32.4秒) ね 10から 317度00分 4,100メートルの点 (参考値:北緯38度03分26.9秒 東経139度15分24.5秒) か 10から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値:北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値:北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒) を 8から 303度30分 3,600メートルの点 (参考値:北緯38度06分58.5秒 東経139度20分09.1秒)	
漁場の区域	る・よ、よ・た、た・れ、れ・そ、そ・つ、つ・ね、ね・か、か・わ、わ・を、を・るの10線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜、村松浜及び新発田市藤塚浜		

◎漁業権公示番号	新共第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市府屋沖合	
点の位置	基点 2 新潟県漁場基点第2号(村上市府屋と碁石との境界) (参考値:北緯38度30分16.0秒 東経139度31分05.4秒) いの1 2から 311度00分 2,400メートルの点 (参考値:北緯38度31分07.1秒 東経139度29分50.6秒)	
漁場の区域	いの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶉泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号	新共第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市寝屋及び鶉泊沖合	
点の位置	基点 2の1 新潟県漁場基点第3号(村上市鶉泊と芦谷との境界) (参考値:北緯38度28分26.2秒 東経139度30分18.4秒) いの5 2の1から 275度00分 1,400メートルの点 (参考値:北緯38度28分30.1秒 東経139度29分20.9秒) いの2 いの5から 14度00分 2,100メートルの点 (参考値:北緯38度29分36.2秒 東経139度29分41.8秒) いの3 いの2から 285度00分 600メートルの点 (参考値:北緯38度29分41.2秒 東経139度29分17.9秒) いの4 いの5から 285度00分 600メートルの点 (参考値:北緯38度28分35.1秒 東経139度28分57.0秒)	
漁場の区域	いの5・いの2、いの2・いの3、いの3・いの4、いの4・いの5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶉泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号	新共第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市中央区西船見町、汐見台及び浜浦町2丁目沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れの1 14から 20度00分 3,900メートルの点 (参考値:北緯37度55分46.5秒 東経138度59分43.7秒)	
漁場の区域	れの1を中心とする半径700メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区関屋堀割町及び青山沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れの2 14から 357度00分 2,500メートルの点 (参考値:北緯37度55分08.6秒 東経138度58分43.7秒)	
漁場の区域	れの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区角田浜沖合	
点の位置	基点 16 新潟県漁場基点第25号 (新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界) (参考値: 北緯37度48分26.2秒 東経138度50分05.6秒) ねの1 16から 256度30分 3,900メートルの点 (参考値: 北緯37度47分56.6秒 東経138度47分30.5秒)	
漁場の区域	ねの1を中心とする半径500メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		

◎漁業権公示番号	新共第31号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬沖合	
点の位置	基点 17の1 新潟県漁場基点第27号の1 (新潟市西蒲区間瀬) (参考値: 北緯37度44分27.7秒 東経138度47分49.7秒) なの1 17の1から 270度00分 3,500メートルの点 (参考値: 北緯37度44分27.6秒 東経138度45分26.8秒)	
漁場の区域	なの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		

◎漁業権公示番号	新共第32号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊野積沖合	
点の位置	基点 18の3 新潟県漁場基点第28号の3 (長岡市寺泊大町) (参考値: 北緯37度38分40.0秒 東経138度46分00.6秒) ゐの1 18の3から 322度05分 6,470メートルの点 (参考値: 北緯37度41分25.5秒 東経138度43分18.3秒)	
漁場の区域	ゐの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ケ曾根		

◎漁業権公示番号	新共第33号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊上荒町沖合	
点の位置	基点 18の3 新潟県漁場基点第28号の3 (長岡市寺泊大町) (参考値: 北緯37度38分40.0秒 東経138度46分00.6秒) ゐの2 18の3から 267度30分 5,100メートルの点 (参考値: 北緯37度39分15.4秒 東経138度42分50.4秒) ゐの3 ゐの2から 287度00分 1,100メートルの点 (参考値: 北緯37度39分25.8秒 東経138度42分07.5秒) ゐの5 ゐの2から 200度00分 600メートルの点 (参考値: 北緯37度38分57.1秒 東経138度42分42.0秒) ゐの4 ゐの5から 287度00分 1,100メートルの点 (参考値: 北緯37度39分07.5秒 東経138度41分59.1秒)	
漁場の区域	ゐの2・ゐの3、ゐの3・ゐの4、ゐの4・ゐの5、ゐの5・ゐの2の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ケ曾根		

◎漁業権公示番号	新共第34号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町及び大字尼瀬沖合	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） （参考値：北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒） やの1 20から 270度00分 3,650メートルの点 （参考値：北緯37度33分25.3秒 東経138度40分12.8秒）	
漁場の区域	やの1を中心とする半径1,400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第35号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字勝見及び柏崎市西山町石地沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第30号の1（三島郡と柏崎市との境界） （参考値：北緯37度31分24.4秒 東経138度39分36.7秒） やの2 20の1から 314度30分 2,650メートルの点 （参考値：北緯37度32分24.6秒 東経138度38分19.7秒）	
漁場の区域	やの2を中心とする半径1,350メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第36号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号 (柏崎市大字大湊字浜岸) (参考値: 北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒) けの1 21から 262度00分 3,200メートルの点 (参考値: 北緯37度25分56.9秒 東経138度33分47.2秒)	
漁場の区域	けの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第37号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21の1 新潟県漁場基点第32号の1 (柏崎市中浜2丁目と番神1丁目との境界) (参考値: 北緯37度21分54.5秒 東経138度32分16.3秒) けの2 21の1から 352度00分 5,280メートルの点 (参考値: 北緯37度24分44.1秒 東経138度31分46.4秒)	
漁場の区域	けの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第38号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波3丁目、大字鯨波及び大字青海川沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） けの3 22から 343度00分 2,000メートルの点 （参考値：北緯37度22分09.6秒 東経138度29分00.3秒） けの4 けの3から 335度00分 2,000メートルの点 （参考値：北緯37度23分08.4秒 東経138度28分26.0秒） けの5 けの4から 245度00分 600メートルの点 （参考値：北緯37度23分00.2秒 東経138度28分03.9秒） けの6 けの3から 245度00分 600メートルの点 （参考値：北緯37度22分01.4秒 東経138度28分38.2秒）	
漁場の区域	けの3・けの4、けの4・けの5、けの5・けの6、けの6・けの3の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第39号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市番神1丁目、番神2丁目、東の輪町、鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの1 22から 5度30分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度24分21.3秒 東経138度29分47.5秒）	
漁場の区域	きの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号		新共第40号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの2 22から 0度00分 4,700メートルの点 (参考値:北緯37度23分40.0秒 東経138度29分24.1秒)	
漁場の区域	きの2を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号		新共第41号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの3 22から 351度00分 4,000メートルの点 (参考値:北緯37度23分15.7秒 東経138度28分58.7秒)	
漁場の区域	きの3を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号		新共第42号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字鯨波、大字青海川及び大字笠島沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号(柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの4 22から 316度00分 3,700メートルの点 (参考値:北緯37度22分33.9秒 東経138度27分39.6秒)	
漁場の区域	きの4を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第43号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び大字米山町沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの5 22から 281度00分 5,000メートルの点 （参考値：北緯37度21分38.5秒 東経138度26分04.7秒）	
漁場の区域	きの5を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ア 新潟県漁場測標 第47号の2 (岩船郡粟島浦村バジマ) (参考値: 北緯38度29分14.1秒 東経139度15分50.9秒) 基点 イ 新潟県漁場測標 第53号の2 (岩船郡粟島浦村滝の前) (参考値: 北緯38度28分15.0秒 東経139度15分20.8秒) 1 アから 83度00分 1,000メートルの点 (参考値: 北緯38度29分18.0秒 東経139度16分31.9秒) 2 イから 83度00分 1,000メートルの点 (参考値: 北緯38度28分18.9秒 東経139度16分01.7秒)	
漁場の区域	ア・1、1・2、2・イの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ウ 新潟県漁場測標 第6号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度27分40.8秒 東経139度15分13.4秒) 基点 エ 新潟県漁場測標 第14号 (岩船郡粟島浦村タイゴシ) (参考値: 北緯38度26分23.1秒 東経139度13分47.0秒) 3 ウから 90度00分 1,200メートルの点 (参考値: 北緯38度27分40.8秒 東経139度16分02.9秒) 4 エから 90度00分 1,200メートルの点 (参考値: 北緯38度26分23.1秒 東経139度14分36.4秒)	
漁場の区域	ウ・3、3・4、4・エの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点第18号(新潟市北区太郎代と島見町との境界) (参考値:北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒) 基点 カ 新潟県漁場基点第21号(新潟市北区松浜町(古水戸)) (参考値:北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) 5 オから 336度00分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度59分39.7秒 東経139度11分51.7秒) 6 カから 346度00分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度58分16.4秒 東経139度06分05.4秒)	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のあ、い、う及び基点カの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 あ 新潟港東海岸護岸上の管理基点 (参考値:北緯37度57分30.2秒 東経139度06分25.0秒) い あより 346度04分00.5秒 641.1メートルの点 (参考値:北緯37度57分50.4秒 東経139度06分18.6秒) う カより 346度00分00.0秒 644.9メートルの点 (参考値:北緯37度57分49.5秒 東経139度06分13.9秒)	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		

◎漁業権公示番号		新区第4号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点第18号(新潟市北区太郎代と島見町との境界) (参考値:北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒) 基点 カ 新潟県漁場基点第21号(新潟市北区松浜町(古水戸)) (参考値:北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) 5 オから 336度00分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度59分39.7秒 東経139度11分51.7秒) 6 カから 346度00分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度58分16.4秒 東経139度06分05.4秒)	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のあ、い、う及び基点カの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 あ 新潟港東海岸護岸上の管理基点 (参考値:北緯37度57分30.2秒 東経139度06分25.0秒) い あより 346度04分00.5秒 641.1メートルの点 (参考値:北緯37度57分50.4秒 東経139度06分18.6秒) う カより 346度00分00.0秒 644.9メートルの点 (参考値:北緯37度57分49.5秒 東経139度06分13.9秒)	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		

◎漁業権公示番号	新区第 5 号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区 (ただし竹鼻を除く。)地先	
点の位置	基点 キ 新潟県漁場基点 第34号 (上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) (参考値: 北緯37度17分24.6秒 東経138度24分00.9秒)	
	基点 ク 新潟県漁場基点 第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値: 北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒)	
	7 キから 324度28分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度18分04.2秒 東経138度23分25.5秒)	
	8 クから 324度26分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度15分32.7秒 東経138度20分18.9秒)	
漁場の区域	キ ・ 7、7・8、8・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
上越市柿崎区竹鼻、柿崎区柿崎、柿崎区直海浜、柿崎区三ツ屋浜及び柿崎区上下浜		

◎漁業権公示番号	新区第 6 号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字徳合及び大字筒石地先	
点の位置	基点 ケ 新潟県漁場基点第40号 (上越市と糸魚川市との境界) (参考値: 北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒)	
	基点 コ 新潟県漁場基点第41号 (糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界) (参考値: 北緯37度07分33.8秒 東経138度02分44.4秒)	
	9 ケから 324度28分 1,000メートルの点 (参考値: 北緯37度09分18.9秒 東経138度03分41.1秒)	
	10 コから 324度28分 1,000メートルの点 (参考値: 北緯37度08分00.2秒 東経138度02分20.9秒)	
漁場の区域	ケ ・ 9、9・10、10・コの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
糸魚川市大字徳合及び大字筒石		

◎漁業権公示番号	新定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第50号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度29分03.3秒 東経139度15分40.8秒) 基点 い 新潟県漁場測標 第51号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度28分43.8秒 東経139度15分29.6秒) 1 あから 78度00分 1,700メートルの点 (参考値: 北緯38度29分14.8秒 東経139度16分49.4秒) 2 いから 98度00分 1,700メートルの点 (参考値: 北緯38度28分36.2秒 東経139度16分39.1秒)	
漁場の区域	あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第22号の1 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度26分54.8秒 東経139度13分15.0秒) 基点 え 新潟県漁場測標 第26号の4 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度27分12.2秒 東経139度13分22.6秒) 3 うから 293度00分 1,300メートルの点 (参考値: 北緯38度27分11.2秒 東経139度12分25.7秒) 4 えから 303度00分 1,300メートルの点 (参考値: 北緯38度27分35.1秒 東経139度12分37.6秒)	
漁場の区域	う・3、3・4、4・え、え・うの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第34号の1 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度28分12.2秒 東経139度14分13.4秒) 基点 か 新潟県漁場測標 第37号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度28分26.9秒 東経139度14分19.7秒) 5 おから 293度00分 1,800メートルの点 (参考値: 北緯38度28分35.0秒 東経139度13分05.0秒) 6 かから 303度00分 1,800メートルの点 (参考値: 北緯38度28分58.7秒 東経139度13分17.4秒)	
漁場の区域	お・5、5・6、6・かの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷及び大字田伏地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第386号の2 (糸魚川市大字梶屋敷と大字田伏との境界) (参考値: 北緯37度03分32.0秒 東経137度54分26.0秒) 基点 く 新潟県漁場測標 第386号の3 (糸魚川市大字田伏) (参考値: 北緯37度03分29.5秒 東経137度54分15.0秒) 7 きから 354度00分 950メートルの点 (参考値: 北緯37度04分02.6秒 東経137度54分21.9秒) 8 くから 333度30分 800メートルの点 (参考値: 北緯37度03分52.7秒 東経137度54分00.5秒)	
漁場の区域	き・7、7・8、8・くの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、さば、ぶり、いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市のうち、旧糸魚川市(平成17年3月18日時点)の区域。(ただし、大字中浜、大字中宿及び大字間脇を除く。)		

◎漁業権公示番号		新定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	糸魚川市大字歌地先		
点の位置	基点 け	新潟県漁場測標 第431号の1 (糸魚川市大字歌) (参考値: 北緯37度00分33.5秒 東経137度44分41.4秒)	
	基点 こ	新潟県漁場測標 第434号の1 (糸魚川市大字歌) (参考値: 北緯37度00分24.6秒 東経137度44分19.1秒)	
	9 けから	338度58分 1,100メートルの点 (参考値: 北緯37度01分06.9秒 東経137度44分25.5秒)	
	10 こから	338度58分 1,100メートルの点 (参考値: 北緯37度00分57.9秒 東経137度44分03.2秒)	
漁場の区域	け・9、9・10、10・この3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区			
糸魚川市大字歌及び大字外波			

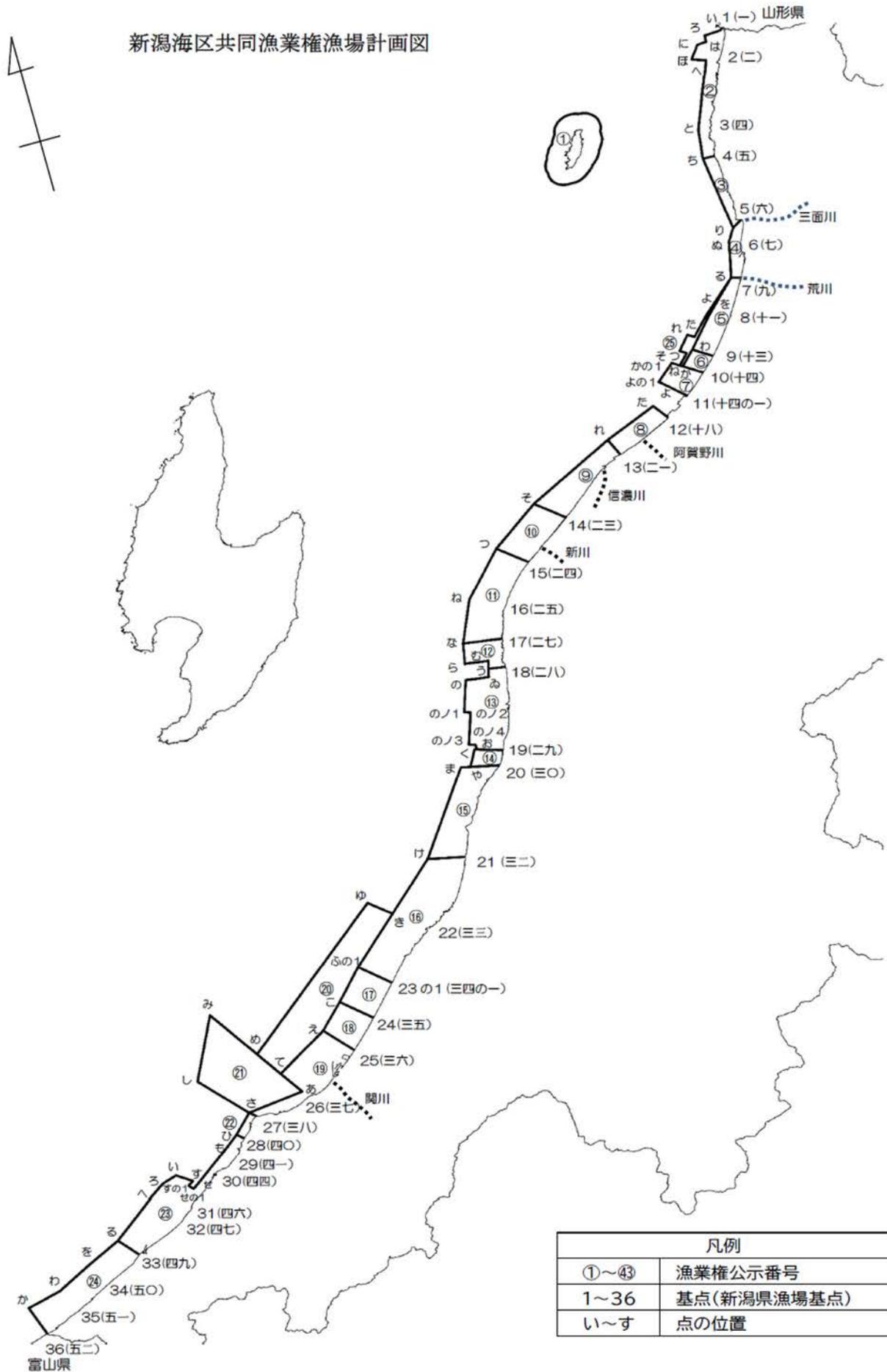
◎漁業権公示番号		新定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	糸魚川市大字市振地先		
点の位置	基点 さ	新潟県漁場測標 第448号 (糸魚川市大字外波) (参考値: 北緯36度59分39.1秒 東経137度42分02.0秒)	
	基点 し	新潟県漁場測標 第450号 (糸魚川市大字外波) (参考値: 北緯36度59分33.6秒 東経137度41分40.5秒)	
	11 さから	338度28分 1,700メートルの点 (参考値: 北緯37度00分30.4秒 東経137度41分36.7秒)	
	12 しから	338度28分 1,700メートルの点 (参考値: 北緯37度00分24.9秒 東経137度41分15.2秒)	
漁場の区域	さ・11、11・12、12・しの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区			
糸魚川市大字市振			

- 第 2 免許予定日  
令和 5 年 9 月 1 日
- 第 3 申請期間  
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで
- 第 4 存続期間
- 1 共同漁業権  
令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
  - 2 区画漁業権  
令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
  - 3 定置漁業権  
令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
- 第 5 沿岸漁場管理団体の指定予定  
なし
- 第 6 類似漁業権以外の漁業権  
新区第 3 号、新区第 4 号、新区第 6 号
- 第 7 新潟海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果  
意見なし（計画の案のとおりとして差し支えなし）
- 第 8 申請書提出先  
新潟県農林水産部水産課

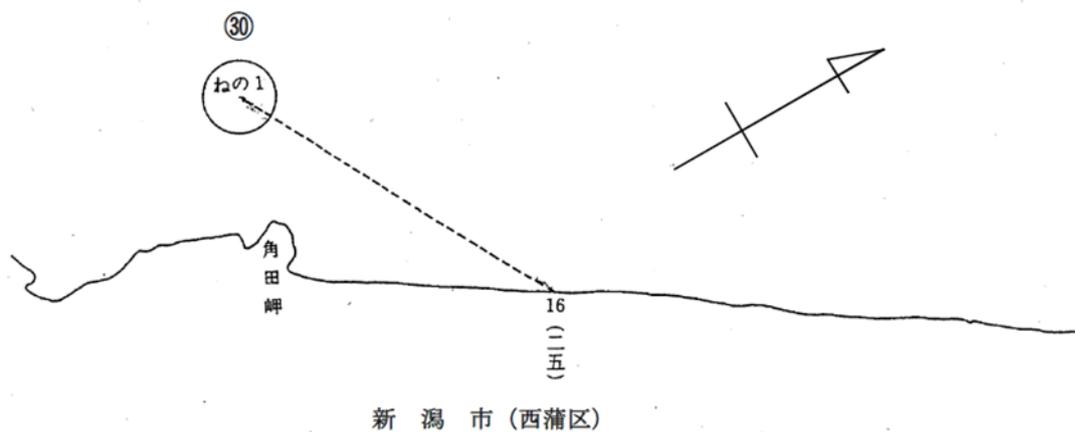
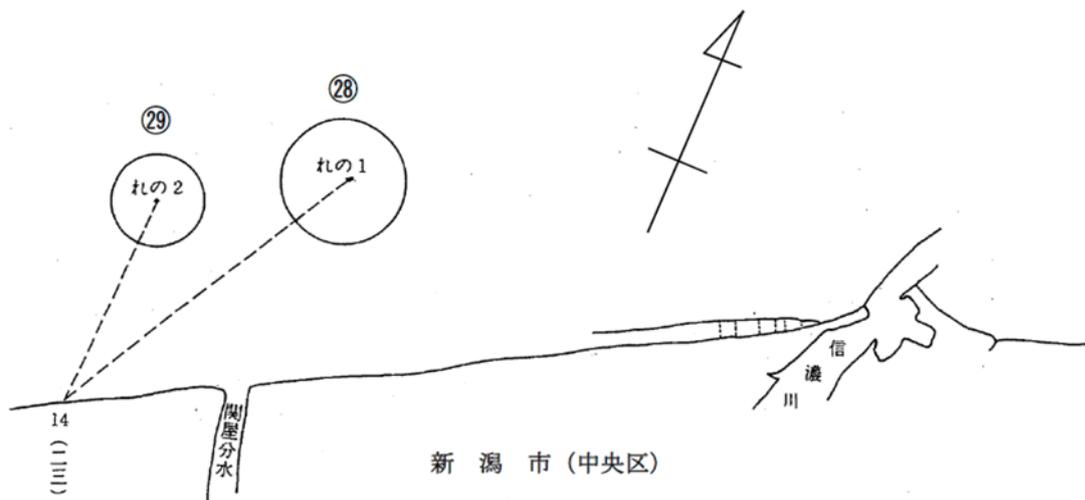
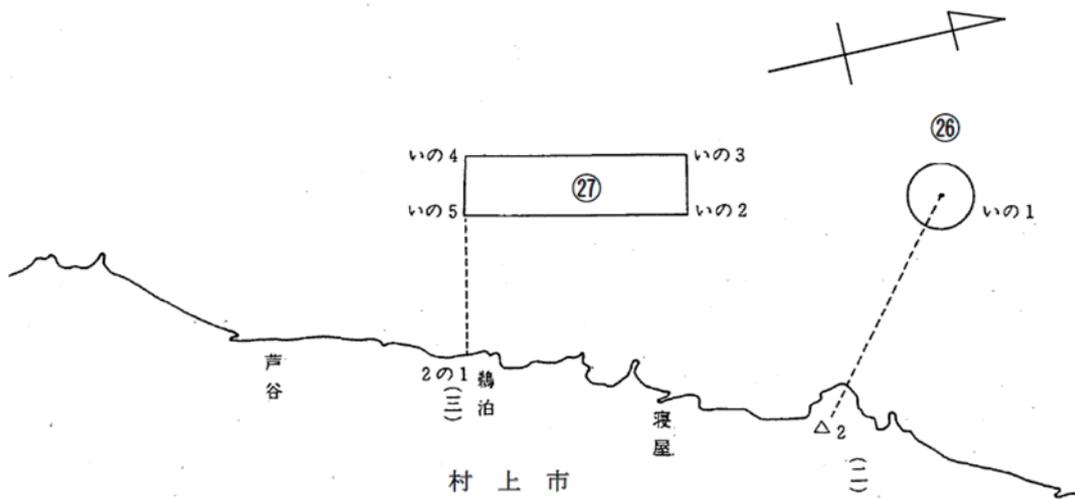
備考

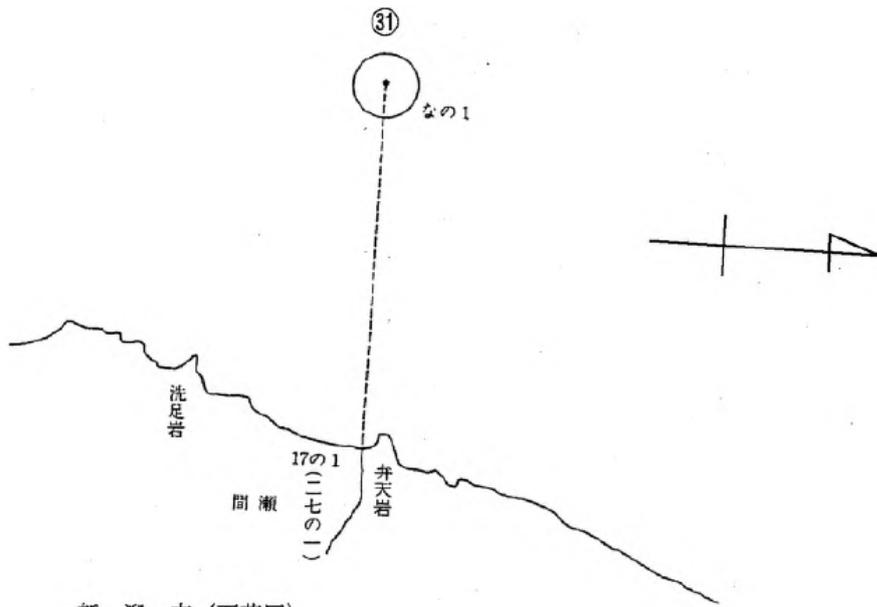
この告示による共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。  
新潟県農林水産部水産課  
新潟海区漁業調整委員会事務所

新潟海区共同漁業権漁場計画図

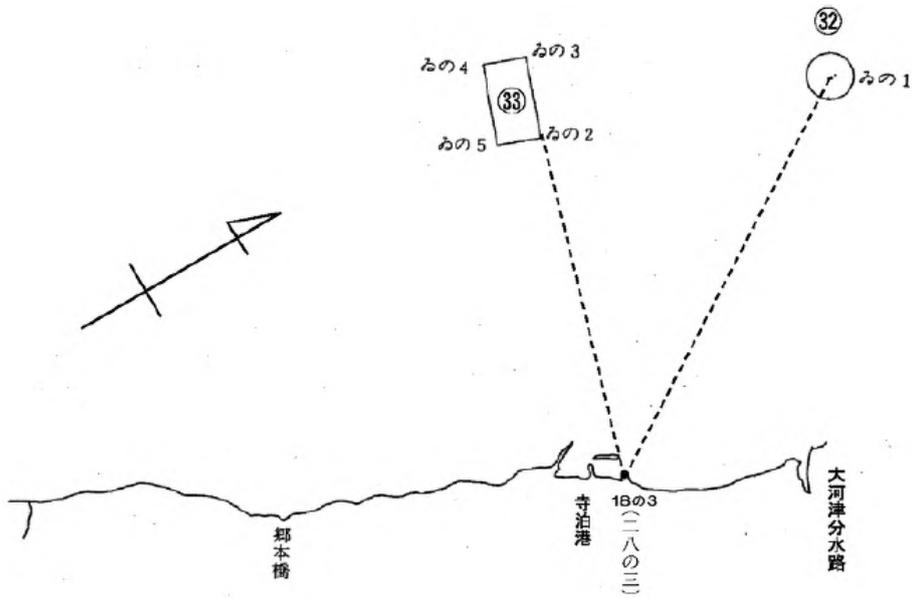


凡例	
①～④③	漁業権公示番号
1～36	基点(新潟県漁場基点)
い～す	点の位置

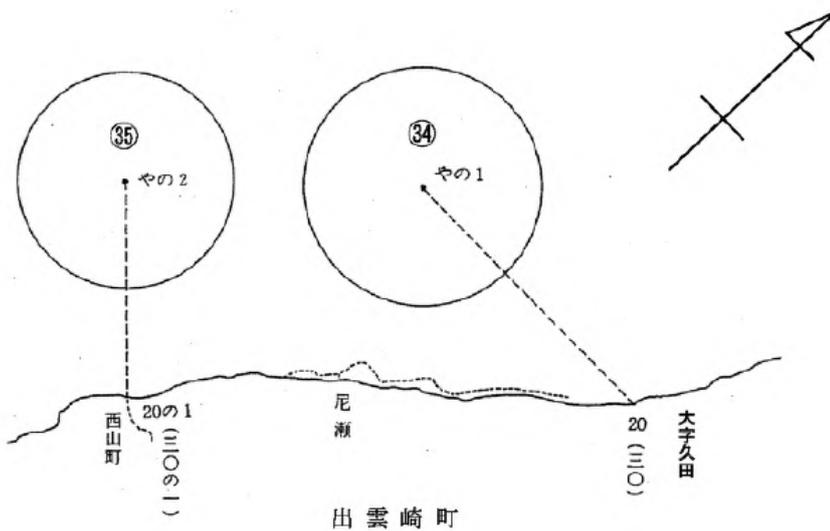




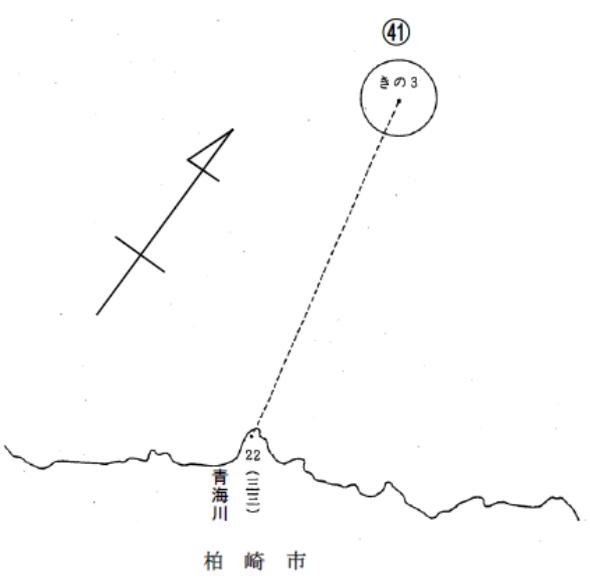
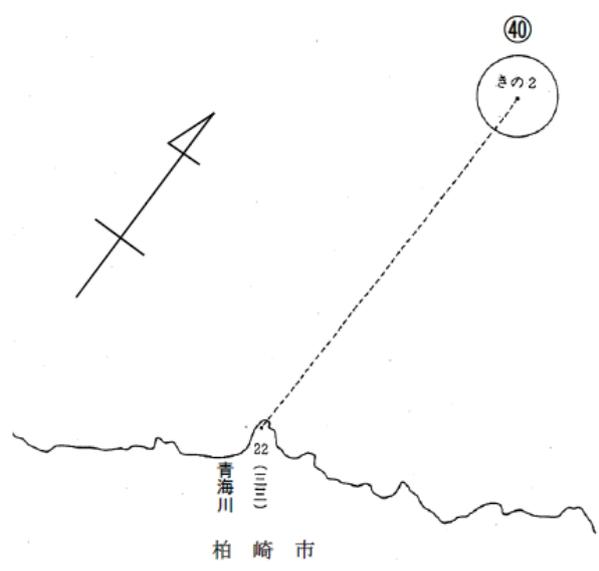
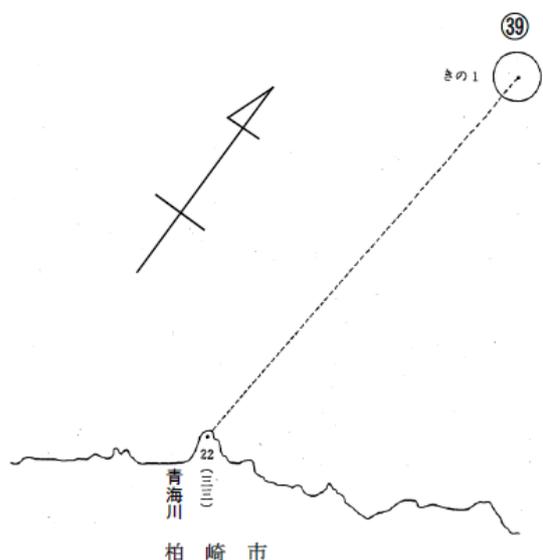
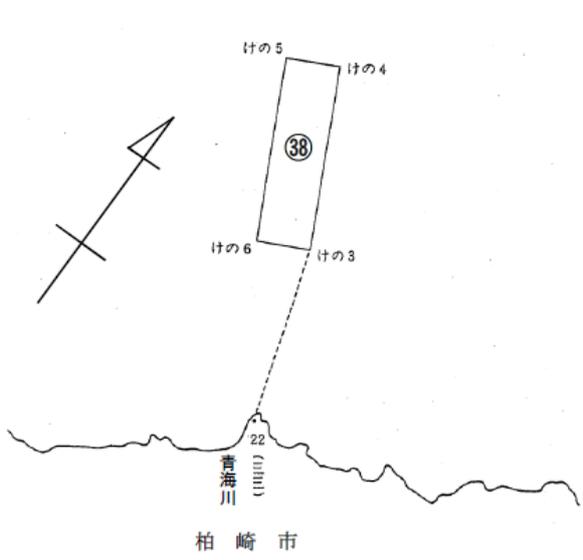
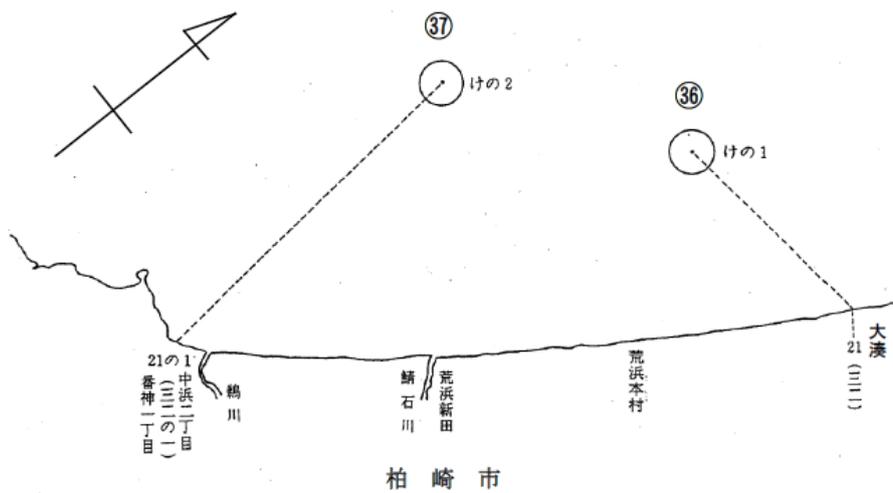
新潟市(西蒲区)

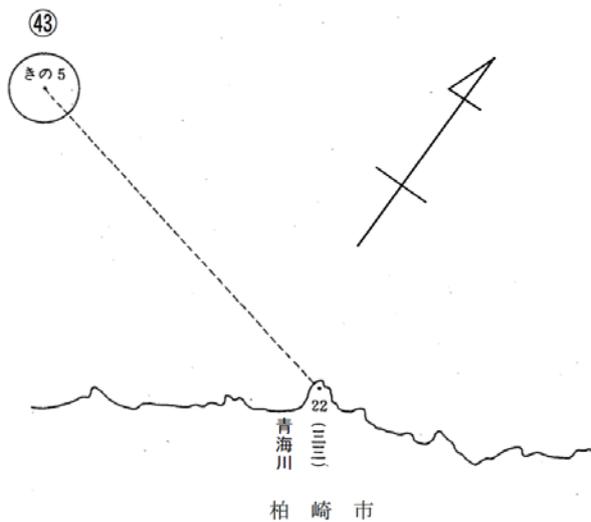
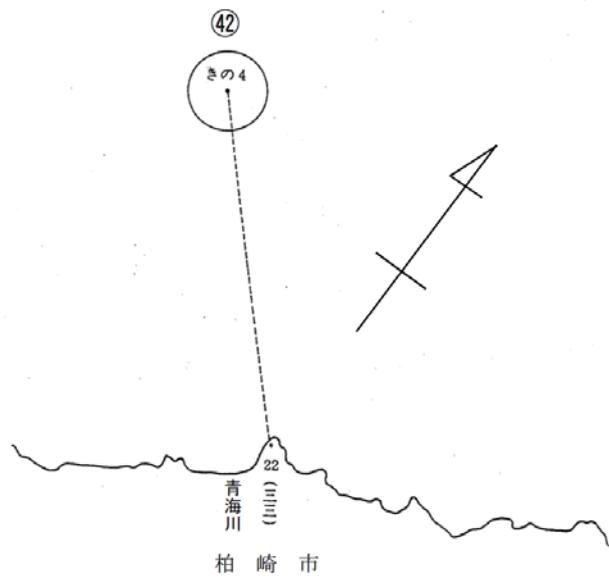


長岡市

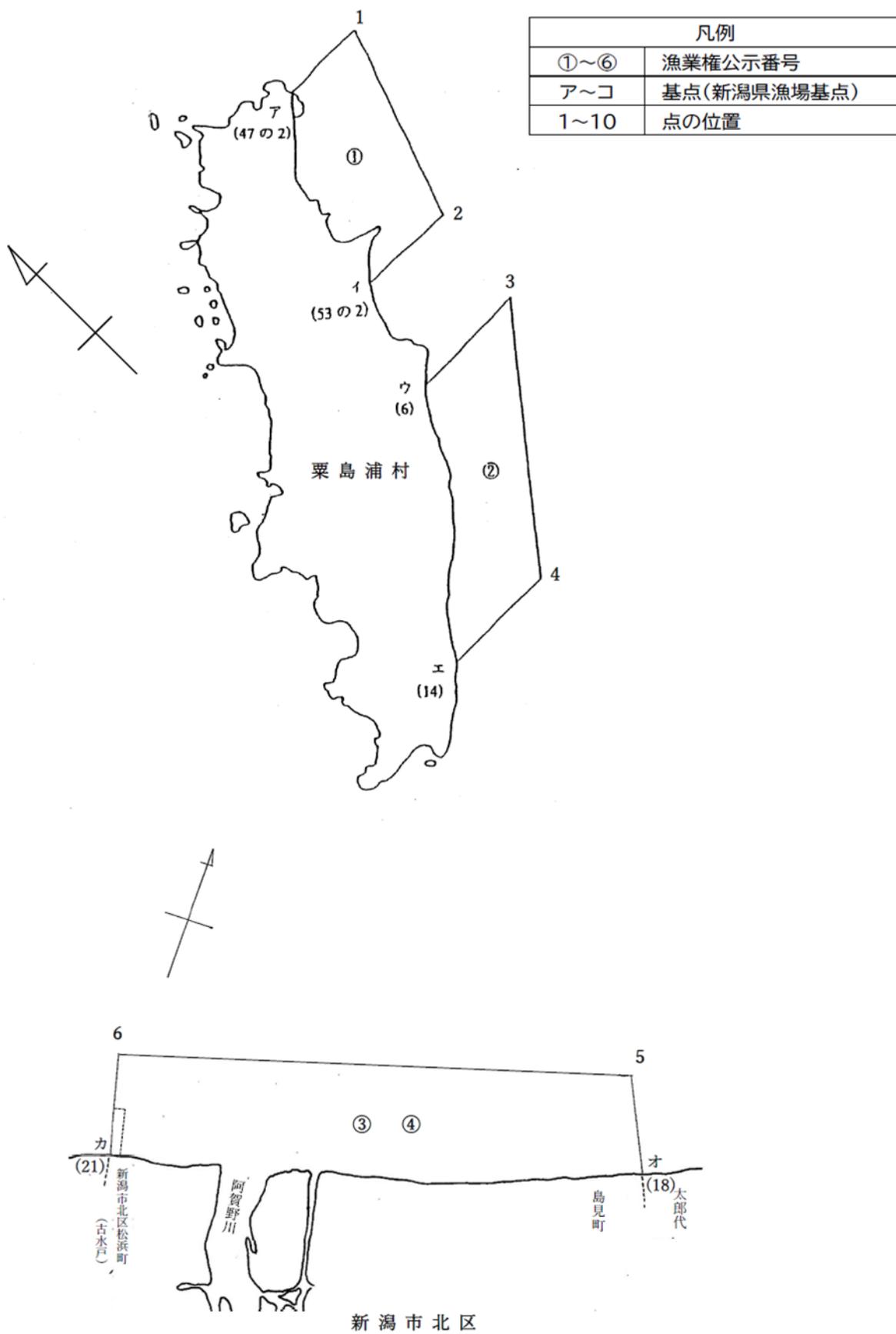


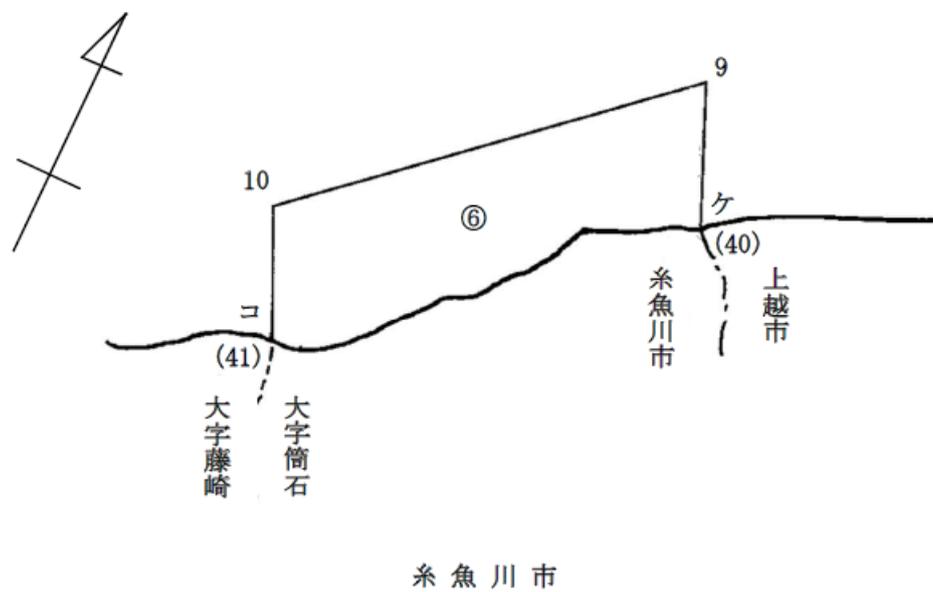
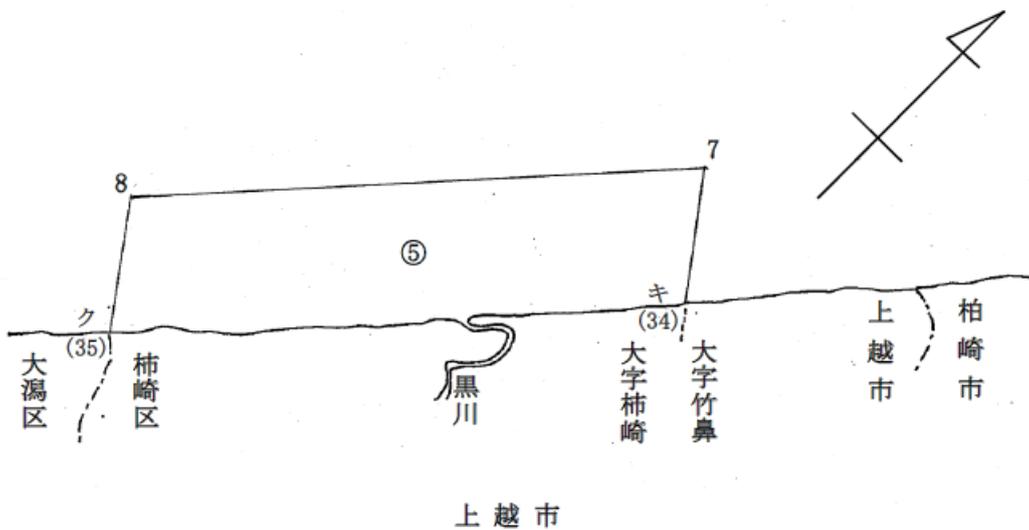
出雲崎町



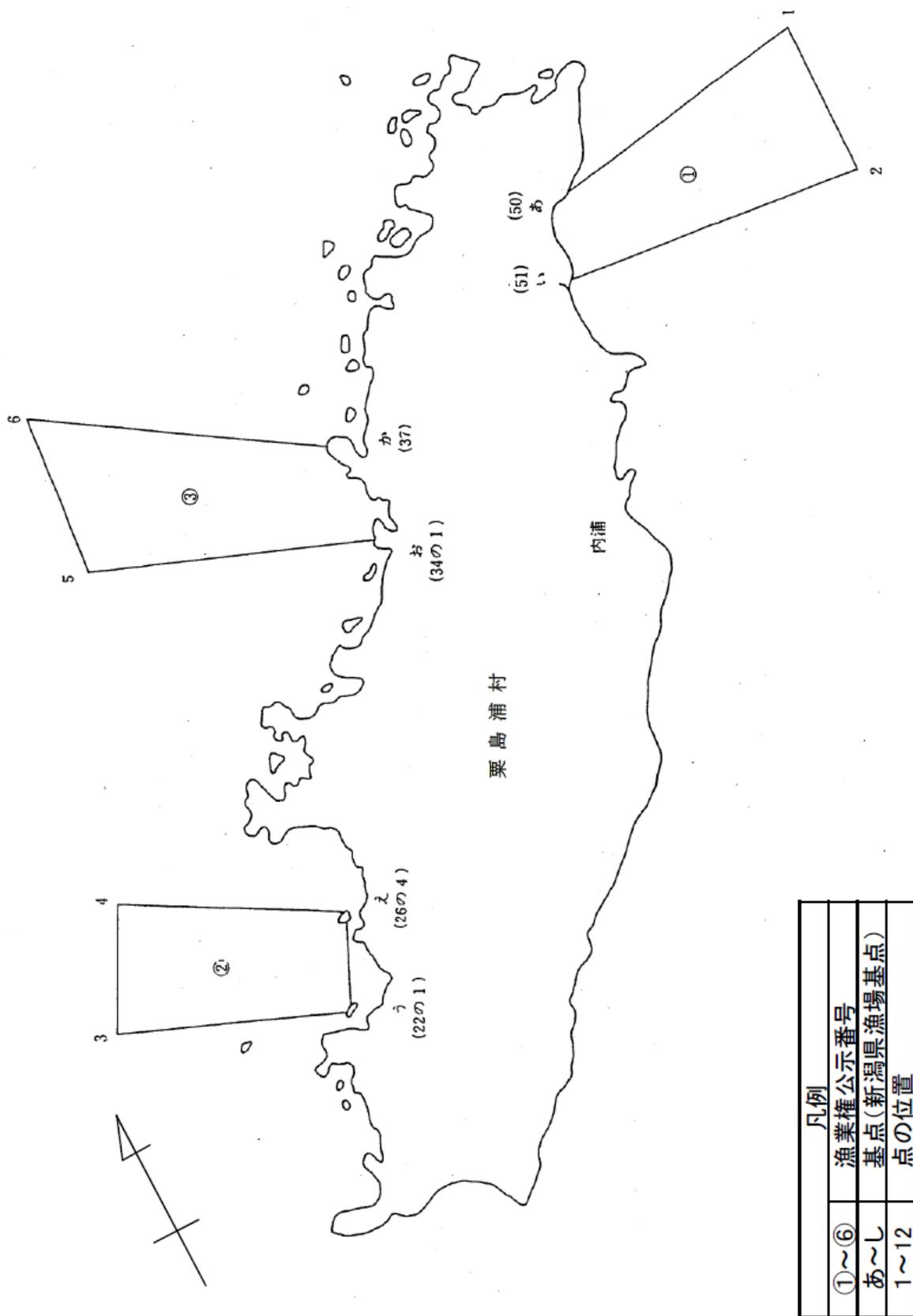


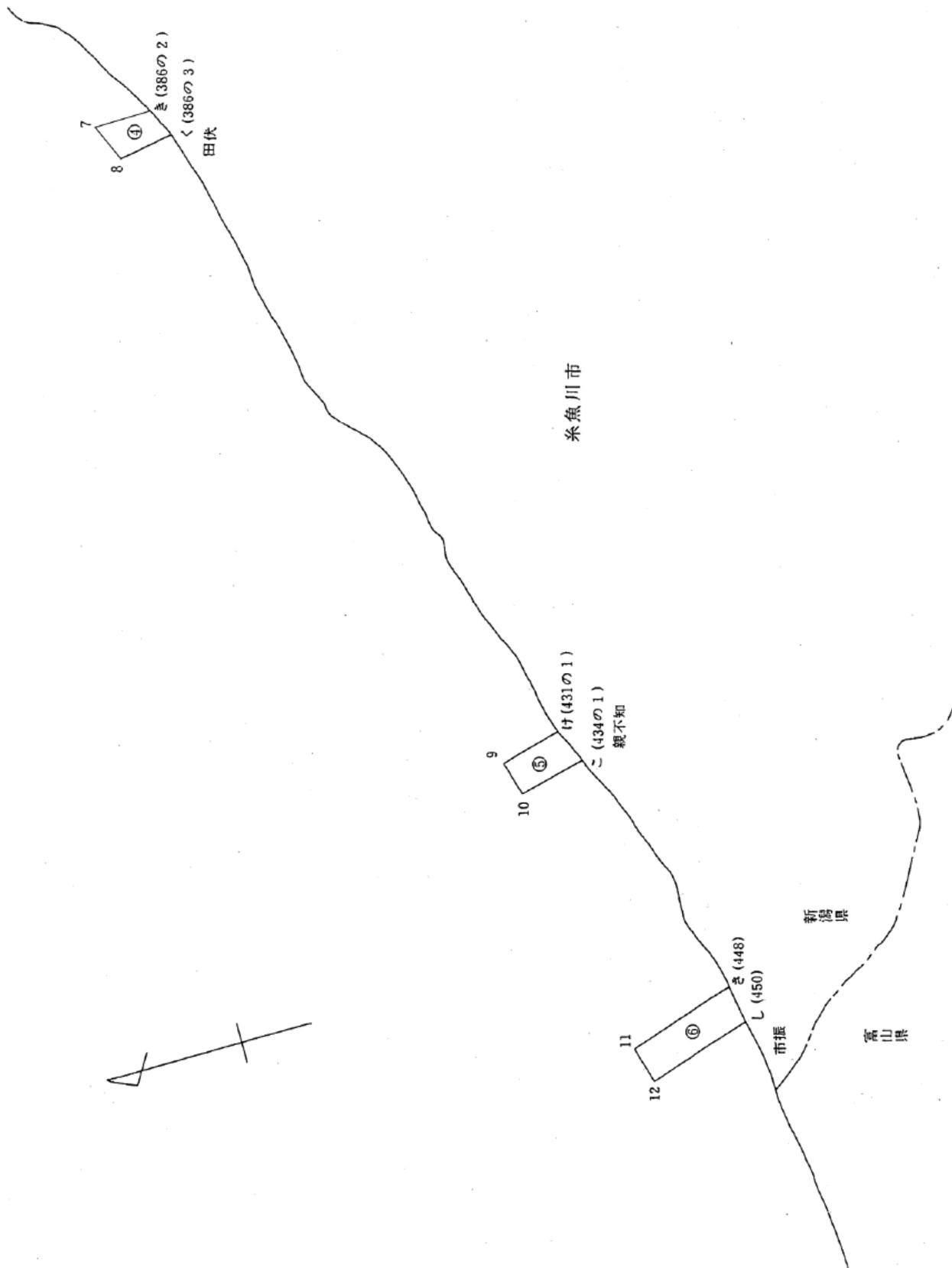
新潟海区区画漁業権漁場計画図





新潟海区定置漁業権漁場計画図





◎新潟県告示第640号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定により、佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

令和5年5月23日

新潟県知事 花角 英世

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）

◎漁業権公示番号		佐共第1号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市願、北鶴島及び真更川地先	
点の位置	基点 1 新潟県漁場基点第1号(佐渡市鷺崎と願との境界) (参考値:北緯38度19分30.1秒 東経138度28分41.4秒) 基点 2 新潟県漁場基点第2号(佐渡市真更川と岩谷口との境界) (参考値:北緯38度16分19.3秒 東経138度26分26.9秒) い 1から 317度00分 1,000メートルの点 (参考値:北緯38度19分53.9秒 東経138度28分13.3秒) ろ いから 238度00分 1,600メートルの点 (参考値:北緯38度19分26.4秒 東経138度27分17.4秒) は 2から 300度00分 2,500メートルの点 (参考値:北緯38度16分59.8秒 東経138度24分57.8秒)	
漁場の区域	1・い、い・ろ、ろ・は、は・2の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かめので漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市願、北鶴島及び真更川		

◎漁業権公示番号	佐共第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田地先	
点の位置	基点 2 新潟県漁場基点第2号（佐渡市真更川と岩谷口との境界） （参考値：北緯38度16分19.3秒 東経138度26分26.9秒） 基点 3 新潟県漁場基点第3号（佐渡市小田と石名との境界） （参考値：北緯38度13分38.9秒 東経138度22分43.5秒） は 2から 300度00分 2,500メートルの点 （参考値：北緯38度16分59.8秒 東経138度24分57.8秒） に 3から 321度00分 1,300メートルの点 （参考値：北緯38度14分11.6秒 東経138度22分09.9秒）	
漁場の区域	2・は、は・に、に・3の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田		

◎漁業権公示番号		佐共第3号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺地先	
点の位置	基点 3 新潟県漁場基点第3号(佐渡市小田と石名との境界) (参考値：北緯38度13分38.9秒 東経138度22分43.5秒) 基点 4 新潟県漁場基点第4号(佐渡市南片辺と戸中との境界) (参考値：北緯38度07分57.4秒 東経138度17分22.4秒) に 3から 321度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度14分11.6秒 東経138度22分09.9秒) ほ にかから 239度00分 5,850メートルの点 (参考値：北緯38度12分33.9秒 東経138度18分43.8秒) へ 4から 316度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度08分20.8秒 東経138度16分53.8秒)	
漁場の区域	3・に、に・ほ、ほ・へ、へ・4の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺		

◎漁業権公示番号	佐共第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市戸中、戸地及び北狄地先	
点の位置	基点 4 新潟県漁場基点第4号(佐渡市南片辺と戸中との境界) (参考値:北緯38度07分57.4秒 東経138度17分22.4秒) 基点 5 新潟県漁場基点第5号(佐渡市北狄と姫津との境界) (参考値:北緯38度05分12.4秒 東経138度14分43.6秒) へ 4から 316度00分 1,000メートルの点 (参考値:北緯38度08分20.8秒 東経138度16分53.8秒) と 5から 303度00分 1,000メートルの点 (参考値:北緯38度05分30.0秒 東経138度14分09.2秒)	
漁場の区域	4・へ、へ・と、と・5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく網漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市戸中、戸地及び北狄		

◎漁業権公示番号		佐共第5号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市姫津地先	
点の位置	基点 5 新潟県漁場基点第5号(佐渡市北狄と姫津との境界) (参考値:北緯38度05分12.4秒 東経138度14分43.6秒) 基点 6 新潟県漁場基点第6号(佐渡市姫津と達者との境界) (参考値:北緯38度04分53.1秒 東経138度14分26.6秒) と 5から 303度00分 1,000メートルの点 (参考値:北緯38度05分30.0秒 東経138度14分09.2秒) ち 6から 259度00分 800メートルの点 (参考値:北緯38度04分48.2秒 東経138度13分54.4秒)	
漁場の区域	5・と、と・ち、ち・6の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市姫津		

◎漁業権公示番号	佐共第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者及び小川地先	
点の位置	基点 6 新潟県漁場基点第6号(佐渡市姫津と達者との境界) (参考値:北緯38度04分53.1秒 東経138度14分26.6秒) 基点 7 新潟県漁場基点第7号(佐渡市小川と下相川との境界) (参考値:北緯38度03分12.4秒 東経138度14分13.9秒) ち 6から 259度00分 800メートルの点 (参考値:北緯38度04分48.2秒 東経138度13分54.4秒) り 7から 270度00分 1,200メートルの点 (参考値:北緯38度03分12.4秒 東経138度13分24.7秒)	
漁場の区域	6・ち、ち・り、り・7の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市達者及び小川		

◎漁業権公示番号	佐共第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市下相川、相川柴町、相川大間町、相川栄町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸村、相川鹿伏地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第7号(佐渡市小川と下相川との境界) (参考値:北緯38度03分12.4秒 東経138度14分13.9秒) 基点 8 新潟県漁場基点第8号(佐渡市相川鹿伏と相川大浦との境界) (参考値:北緯38度01分05.2秒 東経138度13分31.6秒) り 7から 270度00分 1,200メートルの点 (参考値:北緯38度03分12.4秒 東経138度13分24.7秒) ぬ 8から 268度40分 1,200メートルの点 (参考値:北緯38度01分04.3秒 東経138度12分42.5秒)	
漁場の区域	7・り、り・ぬ、ぬ・8の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがし漁業	
	こしだかがんから漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市下相川、相川柴町、相川大間町、相川板町、相川材木町、相川栄町、相川新材木町、相川羽田町、相川一町目浜町、相川二町目浜町、相川市町、相川三町目浜町、相川新浜町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸村、相川鹿伏、相川水金町、相川下山之神町、相川北沢町、相川坂下町、相川炭屋町、相川紙屋町、相川濁川町、相川広間町、相川弥十郎町、相川夕白町、相川勘四郎町、相川四十物町、相川米屋町、相川味噌屋町、相川長坂町、相川八百屋町、相川会津町、相川下京町、相川中京町、相川上京町、相川六右衛門町、相川左門町、相川大床屋町、相川新五郎町、相川南沢町、相川大工町、相川諏訪町、相川次助町、相川庄右衛門町、相川上寺町、相川中寺町、相川下寺町、相川宗徳町、相川五郎右衛門町、上相川町、相川银山町、相川小右衛門町、相川清右衛門町、相川嘉左衛門町、相川奈良町、相川柄杓町、相川小六町、相川西坂町、相川新西坂町、相川石扣町、相川塩屋町、相川江戸沢町、相川一町目、相川一町目裏町、相川二町目、相川二町目新浜町、相川三町目、相川四町目、相川三町目新浜町、相川四町目浜町、相川五郎左衛門町、相川馬町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸炭屋裏町、相川海士町、相川羽田村		

◎漁業権公示番号	佐共第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘地先	
点の位置	基点 8 新潟県漁場基点第8号(佐渡市相川鹿伏と相川大浦との境界) (参考値:北緯38度01分05.2秒 東経138度13分31.6秒) 基点 9 新潟県漁場基点第9号(佐渡市橘と稲鯨との境界) (参考値:北緯37度58分35.5秒 東経138度14分03.4秒) ぬ 8から 268度40分 1,200メートルの点 (参考値:北緯38度01分04.3秒 東経138度12分42.5秒) る 9から 252度27分 1,000メートルの点 (参考値:北緯37度58分25.7秒 東経138度13分24.3秒)	
漁場の区域	8・ぬ、ぬ・る、る・9の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市相川大浦、高瀬及び橘		

◎漁業権公示番号	佐共第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市稲鯨及び米郷地先	
点の位置	基点 9 新潟県漁場基点第9号(佐渡市橋と稲鯨との境界) (参考値:北緯37度58分35.5秒 東経138度14分03.4秒) 基点 10 新潟県漁場基点第11号(佐渡市二見、城ヶ鼻) (参考値:北緯37度57分55.3秒 東経138度14分58.0秒) る 9から 252度27分 1,000メートルの点 (参考値:北緯37度58分25.7秒 東経138度13分24.3秒) を 10から 178度00分 2,200メートルの点 (参考値:北緯37度56分44.0秒 東経138度15分01.2秒)	
漁場の区域	9・る、る・を、を・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市稲鯨及び米郷		

◎漁業権公示番号	佐共第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷及び二見地先	
点の位置	基点 10 新潟県漁場基点第11号 (佐渡市二見、城ヶ鼻) (参考値：北緯37度57分55.3秒 東経138度14分58.0秒) 基点 11 新潟県漁場基点第12号 (佐渡市二見、台ヶ鼻) (参考値：北緯37度57分53.5秒 東経138度15分17.3秒) を 10から 178度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度56分44.0秒 東経138度15分01.2秒) わ 11から 178度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度56分42.2秒 東経138度15分20.4秒)	
漁場の区域	10・を、を・わ、わ・11の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市稲鯨、米郷及び二見		

◎漁業権公示番号	佐共第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市二見地先	
点の位置	基点 11 新潟県漁場基点第12号 (佐渡市二見、台ヶ鼻) (参考値：北緯37度57分53.5秒 東経138度15分17.3秒) 基点 12 新潟県漁場基点第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) (参考値：北緯37度59分01.0秒 東経138度15分41.6秒) わ 11から 178度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度56分42.2秒 東経138度15分20.4秒) か 12から 138度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度58分08.0秒 東経138度16分42.0秒)	
漁場の区域	11・わ、わ・か、か・12の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市二見		

◎漁業権公示番号	佐共第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市沢根、沢根町、沢根箆町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡	
点の位置	基点 12 新潟県漁場基点第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) (参考値：北緯37度59分01.0秒 東経138度15分41.6秒) 基点 13 新潟県漁場基点第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) (参考値：北緯37度58分42.5秒 東経138度20分27.8秒) か 12から 138度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度58分08.0秒 東経138度16分42.0秒) よ かから 33度00分 2,550メートルの点 (参考値：北緯37度59分17.3秒 東経138度17分38.9秒) た 13から 241度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度58分26.7秒 東経138度19分52.0秒)	
漁場の区域	12・か、か・よ、よ・た、た・13の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市沢根、沢根町、沢根箆町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡		

◎漁業権公示番号	佐共第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 13 新潟県漁場基点第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) (参考値：北緯37度58分42.5秒 東経138度20分27.8秒) 基点 14 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) (参考値：北緯37度56分29.8秒 東経138度18分32.8秒) た 13から 241度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度58分26.7秒 東経138度19分52.0秒) れ 14から 305度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度57分16.3秒 東経138度17分08.9秒)	
漁場の区域	13・た、た・れ、れ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおのり漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	たい、あじ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須		

◎漁業権公示番号	佐共第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大小、大倉谷及び田切須地先	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) (参考値：北緯37度56分29.8秒 東経138度18分32.8秒) 基点 15 新潟県漁場基点第16号 (佐渡市田切須と西三川との境界) (参考値：北緯37度54分04.2秒 東経138度17分05.0秒) れ 14から 305度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度57分16.3秒 東経138度17分08.9秒) それから 206度00分 4,000メートルの点 (参考値：北緯37度55分19.6秒 東経138度15分57.2秒) つ 15から 253度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分54.7秒 東経138度16分25.9秒)	
漁場の区域	14・れ、れ・そ、そ・つ、つ・15の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もづく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	はたはたさし網漁業	10月1日から翌年1月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市大小、大倉谷及び田切須		

◎漁業権公示番号		佐共第15号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市西三川及び椿尾地先	
点の位置	基点 15 新潟県漁場基点第16号 (佐渡市田切須と西三川との境界) (参考値：北緯37度54分04.2秒 東経138度17分05.0秒) 基点 16 新潟県漁場基点第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) (参考値：北緯37度52分54.9秒 東経138度17分12.8秒) つ 15から 253度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分54.7秒 東経138度16分25.9秒) ね 16から 283度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分02.2秒 東経138度16分32.9秒)	
漁場の区域	15・つ、つ・ね、ね・16の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市西三川及び椿尾		

◎漁業権公示番号	佐共第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂小泊、羽茂亀脇及び羽茂村山地先	
点の位置	基点 16 新潟県漁場基点第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) (参考値：北緯37度52分54.9秒 東経138度17分12.8秒) 基点 17 新潟県漁場基点第18号 (佐渡市羽茂村山と小比叡との境界) (参考値：北緯37度51分04.2秒 東経138度16分22.1秒) ね 16から 283度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分02.2秒 東経138度16分32.9秒) な 17から 298度00分 1,200メートルの点 (参考値：北緯37度51分22.5秒 東経138度15分38.8秒)	
漁場の区域	16・ね、ね・な、な・17の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市羽茂小泊、羽茂亀脇及び羽茂村山		

◎漁業権公示番号		佐共第17号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先	
点の位置	基点 17 新潟県漁場基点第18号 (佐渡市羽茂村山と小比叡との境界) (参考値：北緯37度51分04.2秒 東経138度16分22.1秒) 基点 18 新潟県漁場基点第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) (参考値：北緯37度49分17.8秒 東経138度17分19.1秒) な 17から 298度00分 1,200メートルの点 (参考値：北緯37度51分22.5秒 東経138度15分38.8秒) ら なから 254度00分 6,300メートルの点 (参考値：北緯37度50分26.1秒 東経138度11分31.1秒) む らから 164度00分 4,800メートルの点 (参考値：北緯37度47分56.4秒 東経138度12分25.2秒) う むから 93度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度47分47.9秒 東経138度15分49.3秒) ゐ 18から 163度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度48分31.3秒 東経138度17分37.0秒)	
漁場の区域	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・ゐ、ゐ・18の6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町		

◎漁業権公示番号	佐共第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	
点の位置	基点 18 新潟県漁場基点第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) (参考値：北緯37度49分17.8秒 東経138度17分19.1秒) 基点 19 新潟県漁場基点第20号 (佐渡市羽茂三瀬と大杉との境界) (参考値：北緯37度49分47.6秒 東経138度21分17.3秒) む 18から 163度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度48分31.3秒 東経138度17分37.0秒) の 19から 173度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度48分59.3秒 東経138度21分24.7秒)	
漁場の区域	18・む、む・の、の・19の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あおのり漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
もずく漁業		
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬		

◎漁業権公示番号		佐共第19号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第20号 (佐渡市羽茂三瀬と大杉との境界) (参考値：北緯37度49分47.6秒 東経138度21分17.3秒) 基点 20 新潟県漁場基点第21号 (佐渡市菟場と丸山との境界) (参考値：北緯37度53分49.2秒 東経138度28分13.9秒) の 19から 173度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度48分59.3秒 東経138度21分24.7秒) のノ11 のとおを結ぶ線上、のから 8,600メートルの点 (参考値：北緯37度51分32.8秒 東経138度26分18.4秒) のノ12 のノ11から 326度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度51分59.7秒 東経138度25分55.5秒) のノ13 のノ14から 326度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度52分35.4秒 東経138度27分03.8秒) のノ14 のとおを結ぶ線上、のから 10,600メートルの点 (参考値：北緯37度52分08.5秒 東経138度27分26.7秒) お 20から 158度00分 2,000メートルの点 (参考値：北緯37度52分49.1秒 東経138度28分44.5秒)	
漁場の区域	19・の、の・のノ11、のノ11・のノ12、のノ12・のノ13、のノ13・のノ14、のノ14・お、お・20の7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場		

◎漁業権公示番号	佐共第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第21号 (佐渡市莚場と丸山との境界) (参考値：北緯37度53分49.2秒 東経138度28分13.9秒) 基点 21 新潟県漁場基点第22号 (佐渡市松ヶ崎と岩首との境界) (参考値：北緯37度56分17.9秒 東経138度30分11.3秒) お 20から 158度00分 2,000メートルの点 (参考値：北緯37度52分49.1秒 東経138度28分44.5秒) く 21から 113度30分 3,500メートルの点 (参考値：北緯37度55分32.6秒 東経138度32分22.8秒)	
漁場の区域	20・お、お・く、く・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
佐渡市多田及び松ヶ崎		

◎漁業権公示番号	佐共第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第22号 (佐渡市松ヶ崎と岩首との境界) (参考値：北緯37度56分17.9秒 東経138度30分11.3秒) 基点 22 新潟県漁場基点第24号 (佐渡市水津と両津大川との境界) (参考値：北緯38度05分00.1秒 東経138度33分56.3秒) く 21から 113度30分 3,500メートルの点 (参考値：北緯37度55分32.6秒 東経138度32分22.8秒) や くから 19度30分 16,100メートルの点 (参考値：北緯38度03分44.8秒 東経138度36分03.2秒) ま 22から 33度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯38度05分30.0秒 東経138度34分20.8秒)	
漁場の区域	21・く、く・や、や・ま、ま・22の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	ほんだわら漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	10月1日から翌年4月30日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津		

◎漁業権公示番号		佐共第22号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第24号 (佐渡市水津と両津大川との境界) (参考値：北緯38度05分00.1秒 東経138度33分56.3秒) 基点 23 新潟県漁場基点第26号 (佐渡市原黒と両津湊との境界) (参考値：北緯38度04分32.8秒 東経138度26分37.5秒) ま 22から 33度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯38度05分30.0秒 東経138度34分20.8秒) け まから 321度30分 300メートルの点 (参考値：北緯38度05分37.6秒 東経138度34分13.2秒) けの1 けから 271度00分 1,330メートルの点 (参考値：北緯38度05分38.4秒 東経138度33分18.6秒) けの2 けの1から 180度00分 200メートルの点 (参考値：北緯38度05分31.9秒 東経138度33分18.6秒) けの3 けの2から 271度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度05分32.5秒 東経138度32分37.6秒) けの4 けの3から 0度00分 200メートルの点 (参考値：北緯38度05分39.0秒 東経138度32分37.6秒) ふ 23から 43度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯38度05分44.0秒 東経138度28分01.4秒)	
漁場の区域	22・ま、ま・け、け・けの1、けの1・けの2、けの2・けの3、けの3・けの4、けの4・ふ、ふ・23の8線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えむし漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	ほんだわら漁業	
もずく漁業		
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒		

◎漁業権公示番号		佐共第23号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、両津夷、及び春日地先	
点の位置	基点 23 新潟県漁場基点第26号 (佐渡市原黒と両津湊との境界) (参考値：北緯38度04分32.8秒 東経138度26分37.5秒) 基点 26 新潟県漁場基点第27号 (佐渡市春日と梅津との境界) (参考値：北緯38度05分31.2秒 東経138度26分03.1秒) ふ 23から 43度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯38度05分44.0秒 東経138度28分01.4秒) こ 26から 73度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯38度05分59.6秒 東経138度28分00.8秒)	
漁場の区域	23・ふ、ふ・こ、こ・26、の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうちイ・ハ、ハ・ニ、ニ・ホ、ホ・へ、へ・ロの5線とロから陸岸に沿ってイに至る線とによって囲まれた区域を除いた区域 イ 新潟県漁場基点第26号の1 (佐渡市両津湊85番地) (参考値：北緯38度05分59.6秒 東経138度28分00.8秒) ロ 新潟県漁場基点第26号の2 (両津港埠頭北側基部から北方へ物揚場岸壁に沿って187メートルの点) (参考値：北緯38度05分07.4秒 東経138度26分04.9秒) ハ イから 44度00分 560メートルの点 (参考値：北緯38度04分57.5秒 東経138度26分36.5秒) ニ ハから 303度00分 85メートルの点 (参考値：北緯38度04分59.0秒 東経138度26分33.5秒) ホ ニから 293度00分 360メートルの点 (参考値：北緯38度05分03.6秒 東経138度26分19.9秒) へ ロから 78度00分 210メートルの点 (参考値：北緯38度05分08.8秒 東経138度26分13.3秒)	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
てんぐさ漁業		
第2種共同漁業	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市両津湊、両津夷、両津夷新、春日、両津福浦及び加茂歌代		

◎漁業権公示番号	佐共第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代及び両津福浦地先	
点の位置	基点 24 佐渡市両津橋西側南端の橋台（佐渡市両津湊） （参考値：北緯38度04分57.2秒 東経138度26分05.4秒） 基点 25 佐渡市両津橋西側北端の橋台（佐渡市両津湊） （参考値：北緯38度04分58.0秒 東経138度26分04.9秒）	
漁場の区域	24・25を結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	
第2種共同漁業	かれい、このしろ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	このしろさし網漁業	
(3) 関係地区		
佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上		

◎漁業権公示番号	佐共第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字船場町、字南平沢及び字北平沢地先	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第27号(佐渡市春日と梅津との境界) (参考値:北緯38度05分31.2秒 東経138度26分03.1秒) 基点 27 新潟県漁場基点第28号(平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字北平沢と 大字梅津字浜梅津との境界) (参考値:北緯38度06分10.4秒 東経138度26分14.2秒) こ 26から 73度00分 3,000メートルの点 (参考値:北緯38度05分59.6秒 東経138度28分00.8秒) え 27から 83度00分 2,000メートルの点 (参考値:北緯38度06分18.3秒 東経138度27分35.7秒)	
漁場の区域	26・こ、こ・え、え・27の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	つるも漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字船場町、字南平沢及び字北平沢		

◎漁業権公示番号	佐共第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字浜梅津地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第28号（平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字北平沢と 大字梅津字浜梅津との境界） （参考値：北緯38度06分10.4秒 東経138度26分14.2秒） 基点 28 新潟県漁場基点第29号（佐渡市椿と北五十里との境界） （参考値：北緯38度07分37.3秒 東経138度26分27.3秒） え 27から 83度00分 2,000メートルの点 （参考値：北緯38度06分18.3秒 東経138度27分35.7秒） て 28から 93度00分 1,800メートルの点 （参考値：北緯38度07分34.2秒 東経138度27分41.1秒）	
漁場の区域	27・え、え・て、て・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
第2種共同漁業	たい、あじ、いわし小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字浜梅津		

◎漁業権公示番号	佐共第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 28 新潟県漁場基点第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) (参考値：北緯38度07分37.3秒 東経138度26分27.3秒) 基点 29 新潟県漁場基点第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) て 28から 93度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度07分34.2秒 東経138度27分41.1秒) あ 29から 91度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.0秒 東経138度30分45.9秒)	
漁場の区域	28・て、て・あ、あ・29の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐共第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎地先	
点の位置	基点 29 新潟県漁場基点第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) 基点 1 新潟県漁場基点第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) (参考値：北緯38度19分30.1秒 東経138度28分41.4秒) あ 29から 91度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.0秒 東経138度30分45.9秒) さ あから 22度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度14分04.1秒 東経138度31分00.6秒) き さから 4度00分 11,000メートルの点 (参考値：北緯38度19分59.9秒 東経138度31分42.1秒) きの1 きから 319度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯38度21分01.1秒 東経138度30分34.6秒) ゆ いから 39度30分 2,600メートルの点 (参考値：北緯38度20分58.9秒 東経138度29分21.4秒) い 1から 317度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度19分53.8秒 東経138度28分13.3秒)	
漁場の区域	29・あ、あ・さ、さ・き、き・きの1、きの1・ゆ、ゆ・い、い・1の7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	こしだかがんがら漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あかもく漁業	
	あらめ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
もずく漁業		
わかめ漁業		
第2種共同漁業	いか、めばる小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	めばる、かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎		

◎漁業権公示番号		佐共第29号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市背合、大須及び大小沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) (参考値：北緯37度56分29.8秒 東経138度18分32.8秒) たの1 14から 326度00分 1,350メートルの点 (参考値：北緯37度57分06.1秒 東経138度18分01.8秒) たの2 たの1から 323度00分 600メートルの点 (参考値：北緯37度57分21.6秒 東経138度17分47.0秒) れの1 たの2から 232度00分 2,000メートルの点 (参考値：北緯37度56分41.7秒 東経138度16分42.4秒) れの2 れの1から 141度00分 600メートルの点 (参考値：北緯37度56分26.6秒 東経138度16分57.9秒)	
漁場の区域	たの1・たの2、たの2・れの1、れの1・れの2、れの2・たの1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合、大須、大小、大倉谷及び田切須		

◎漁業権公示番号		佐共第30号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉沖合	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第20号 (佐渡市羽茂三瀬と大杉との境界) (参考値：北緯37度49分47.6秒 東経138度21分17.3秒) のノ1 19から 145度00分 1,200メートルの点 (参考値：北緯37度49分15.7秒 東経138度21分45.4秒)	
漁場の区域	のノ1を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場		

◎漁業権公示番号	佐共第31号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市杉野浦沖合	
点の位置	基点 19の1 新潟県漁場基点第20号の1 (佐渡市杉野浦、弁天崎) (参考値：北緯37度50分23.1秒 東経138度22分30.0秒) のノ2 19の1から 150度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯37度49分52.2秒 東経138度22分52.5秒)	
漁場の区域	のノ2を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場		

◎漁業権公示番号	佐共第32号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市徳和及び三川沖合	
点の位置	基点 19の2 新潟県漁場基点第20号の2 (佐渡市徳和、高川川河口中央) (参考値：北緯37度52分20.0秒 東経138度25分04.9秒) のノ3 19の2から 164度00分 1,400メートルの点 (参考値：北緯37度51分36.3秒 東経138度25分20.7秒) のノ4 のノ3から 146度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度51分09.4秒 東経138度25分43.6秒) のノ5 のノ4から 56度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度51分49.3秒 東経138度26分58.2秒) のノ6 のノ5から 324度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度52分15.6秒 東経138度26分34.1秒)	
漁場の区域	のノ3・のノ4、のノ4・のノ5、のノ5・のノ6、のノ6・のノ3の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場		

◎漁業権公示番号	佐共第33号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市蕙場沖合	
点の位置	基点 19の3 新潟県漁場基点第20号の3 (佐渡市蕙場、松ヶ鼻先端) (参考値：北緯37度53分37.0秒 東経138度27分48.8秒) のノ7 19の3から 225度00分 1,400メートルの点 (参考値：北緯37度53分04.9秒 東経138度27分08.3秒) のノ8 のノ7から 145度00分 900メートルの点 (参考値：北緯37度52分41.0秒 東経138度27分29.4秒) のノ9 のノ8から 55度00分 900メートルの点 (参考値：北緯37度52分57.7秒 東経138度27分59.6秒) のノ10 のノ9から 325度00分 900メートルの点 (参考値：北緯37度53分21.7秒 東経138度27分38.5秒)	
漁場の区域	のノ7・のノ8、のノ8・のノ9、のノ9・のノ10、のノ10・のノ7の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕙場		

◎漁業権公示番号	佐共第34号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第21号の1 (佐渡市松ヶ崎、鴻ノ瀬鼻灯台中心) (参考値：北緯37度55分13.0秒 東経138度29分58.6秒) おの1 20の1から 218度00分 1,700メートルの点 (参考値：北緯37度54分29.5秒 東経138度29分15.8秒) おの2 おの1から 141度00分 700メートルの点 (参考値：北緯37度54分11.9秒 東経138度29分33.8秒) おの3 おの2から 51度00分 900メートルの点 (参考値：北緯37度54分30.2秒 東経138度30分02.4秒) おの4 おの3から 321度00分 700メートルの点 (参考値：北緯37度54分47.9秒 東経138度29分44.4秒)	
漁場の区域	おの1・おの2、おの2・おの3、おの3・おの4、おの4・おの1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市多田及び松ヶ崎		

◎漁業権公示番号	佐共第35号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市松ケ崎沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第21号の1 (佐渡市松ケ崎、鴻ノ瀬鼻灯台中心) (参考値：北緯37度55分13.0秒 東経138度29分58.6秒) おの5 20の1から 86度00分 500メートルの点 (参考値：北緯37度55分14.1秒 東経138度30分19.1秒)	
漁場の区域	おの5を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市多田及び松ケ崎		

◎漁業権公示番号	佐共第36号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市浦川及び歌見沖合	
点の位置	基点 28の1 新潟県漁場基点第29号の1 (佐渡市歌見、歌見川河口中央) (参考値：北緯38度12分33.3秒 東経138度29分33.0秒) ての1 28の1から 125度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯38度12分12.8秒 東経138度30分10.0秒)	
漁場の区域	ての1を中心として半径300メートルの区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ケ崎、平松、浦川及歌見		

◎漁業権公示番号		佐区第1号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田地先	
点の位置	基点 イ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) (参考値：北緯38度16分19.3秒 東経138度26分26.9秒) 基点 ロ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市小田と石名との境界) (参考値：北緯38度13分38.9秒 東経138度22分43.5秒) 1 イから 300度00分 1,400メートルの点 (参考値：北緯38度16分42.0秒 東経138度25分37.0秒) 2 ロから 321度00分 800メートルの点 (参考値：北緯38度13分59.0秒 東経138度22分22.8秒)	
漁場の区域	イ・1、1・2、2・ロの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田		

◎漁業権公示番号		佐区第2号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺地先	
点の位置	基点 ロ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市小田と石名との境界) (参考値：北緯38度13分38.9秒 東経138度22分43.5秒) 基点 ハ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市南片辺と戸中との境界) (参考値：北緯38度07分57.4秒 東経138度17分22.4秒) 2 ロから 321度00分 800メートルの点 (参考値：北緯38度13分59.0秒 東経138度22分22.8秒) 3 2から 235度00分 5,700メートルの点 (参考値：北緯38度12分13.0秒 東経138度19分10.9秒) 4 ハから 316度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度08分20.8秒 東経138度16分53.8秒)	
漁場の区域	ロ・2、2・3、3・4、4・ハの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺		

◎漁業権公示番号	佐区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者及び小川地先	
点の位置	基点 ニ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) (参考値：北緯38度04分53.1秒 東経138度14分26.6秒) 基点 ホ 新潟県漁場基点 第7号 (佐渡市小川と下相川との境界) (参考値：北緯38度03分12.4秒 東経138度14分13.9秒) 5 ニから 259度00分 500メートルの点 (参考値：北緯38度04分50.0秒 東経138度14分06.5秒) 6 ホから 270度00分 900メートルの点 (参考値：北緯38度03分12.4秒 東経138度13分37.0秒)	
漁場の区域	ニ・5、5・6、6・ホの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市達者及び小川		

◎漁業権公示番号	佐区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘地先	
点の位置	基点 ヘ 新潟県漁場基点 第8号 (佐渡市相川鹿伏と相川大浦との境界) (参考値：北緯38度01分05.2秒 東経138度13分31.6秒) 基点 ト 新潟県漁場基点 第9号 (佐渡市橘と稲鯨との境界) (参考値：北緯37度58分35.5秒 東経138度14分03.4秒) 7 ヘから 268度40分 800メートルの点 (参考値：北緯38度01分04.6秒 東経138度12分58.9秒) 8 トから 252度27分 600メートルの点 (参考値：北緯37度58分29.6秒 東経138度13分40.0秒)	
漁場の区域	ヘ・7、7・8、8・トの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市相川大浦、高瀬及び橘		

◎漁業権公示番号		佐区第5号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市沢根、沢根町、沢根箒町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡地先	
点の位置	基点 チ 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) (参考値：北緯37度59分01.0秒 東経138度15分41.6秒) 基点 リ 新潟県漁場基点 第13号の1 (佐渡市河原田本町と八幡町との境界「石田川」) (参考値：北緯37度59分43.6秒 東経138度19分27.4秒) 9 チから 138度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯37度58分08.0秒 東経138度16分42.0秒)	
漁場の区域	チ・9、9・リの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市沢根、沢根町、沢根箒町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡		

◎漁業権公示番号		佐区第6号
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ヌ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) (参考値：北緯37度58分42.5秒 東経138度20分27.8秒) 基点 ル 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) (参考値：北緯37度56分29.8秒 東経138度18分32.8秒) 10 ルから 305度00分 1,400メートルの点 (参考値：北緯37度56分55.8秒 東経138度17分45.9秒)	
漁場の区域	ヌ・10、10・ルの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須		

◎漁業権公示番号	佐区第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大小、大倉谷及び田切須地先	
点の位置	基点 ル 新潟県漁場基点第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) (参考値：北緯37度56分29.8秒 東経138度18分32.8秒) 基点 ヲ 新潟県漁場基点第16号 (佐渡市田切須と西三川との境界) (参考値：北緯37度54分04.2秒 東経138度17分05.0秒) 11 ルから 305度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度57分16.3秒 東経138度17分08.9秒) 12 11から 206度00分 4,000メートルの点 (参考値：北緯37度55分19.6秒 東経138度15分57.2秒) 13 ヲから 253度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分54.7秒 東経138度16分25.9秒)	
漁場の区域	ル・11、11・12、12・13、13・ヲの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
-----		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市大小、大倉谷及び田切須		

◎漁業権公示番号		佐区第8号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先		
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第18号 (佐渡市羽茂村山と小比叡との境界) (参考値：北緯37度51分04.2秒 東経138度16分22.1秒) 基点 カ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) (参考値：北緯37度49分17.8秒 東経138度17分19.1秒) 14 ワから 298度00分 800メートルの点 (参考値：北緯37度51分16.4秒 東経138度15分53.2秒) 15 14から 253度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度50分28.9秒 東経138度12分37.7秒) 16 15から 202度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度49分13.7秒 東経138度11分59.4秒) 17 16から 134度00分 2,000メートルの点 (参考値：北緯37度48分28.7秒 東経138度12分58.2秒) 18 17から 114度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯37度47分49.1秒 東経138度14分50.2秒) 19 カから 163度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度48分31.3秒 東経138度17分37.0秒)		
漁場の区域	ワ ・14、14・15、15・16、16・17、17・18、18・19、19・カの7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別			
団体漁業権			
(4) 関係地区			
佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町			

◎漁業権公示番号	佐区第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先	
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第18号 (佐渡市羽茂村山と小比叡との境界) (参考値：北緯37度51分04.2秒 東経138度16分22.1秒) 基点 カ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) (参考値：北緯37度49分17.8秒 東経138度17分19.1秒) 14 ワから 298度00分 800メートルの点 (参考値：北緯37度51分16.4秒 東経138度15分53.2秒) 15 14から 253度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度50分28.9秒 東経138度12分37.7秒) 16 15から 202度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度49分13.7秒 東経138度11分59.4秒) 17 16から 134度00分 2,000メートルの点 (参考値：北緯37度48分28.7秒 東経138度12分58.2秒) 18 17から 114度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯37度47分49.1秒 東経138度14分50.2秒) 19 カから 163度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度48分31.3秒 東経138度17分37.0秒)	
漁場の区域	ワ ・14、14・15、15・16、16・17、17・18、18・19、19・カの7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町		

◎漁業権公示番号	佐区第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕙場地先	
点の位置	基点 ヨ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市羽茂三瀬と大杉との境界) (参考値：北緯37度49分47.6秒 東経138度21分17.3秒) 基点 タ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市蕙場と丸山との境界) (参考値：北緯37度53分49.2秒 東経138度28分13.9秒) 20 ヨから 173度00分 600メートルの点 (参考値：北緯37度49分28.3秒 東経138度21分20.3秒) 21 タから 158度00分 500メートルの点 (参考値：北緯37度53分34.2秒 東経138度28分21.6秒)	
漁場の区域	ヨ ・20、20・21、21・タの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕙場		

◎漁業権公示番号	佐区第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 タ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市蕙場と丸山との境界) (参考値：北緯37度53分49.2秒 東経138度28分13.9秒) 基点 レ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市松ヶ崎と岩首との境界) (参考値：北緯37度56分17.9秒 東経138度30分11.3秒) 21 タから 158度00分 500メートルの点 (参考値：北緯37度53分34.2秒 東経138度28分21.6秒) 22 21から 46度00分 4,000メートルの点 (参考値：北緯37度55分04.3秒 東経138度30分19.4秒) 23 レから 113度30分 500メートルの点 (参考値：北緯37度56分11.4秒 東経138度30分30.1秒)	
漁場の区域	タ ・21、21・22、22・23、23・レの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市多田及び松ヶ崎		

◎漁業権公示番号		佐区第12号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、匏、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先		
点の位置	基点 レ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市松ヶ崎と岩首との境界) (参考値：北緯37度56分17.9秒 東経138度30分11.3秒) 基点 ソ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市水津と両津大川との境界) (参考値：北緯38度05分00.1秒 東経138度33分56.3秒) 23 レから 113度30分 500メートルの点 (参考値：北緯37度56分11.4秒 東経138度30分30.1秒) 24 23から 21度00分 4,700メートルの点 (参考値：北緯37度58分33.7秒 東経138度31分39.1秒) 25 24から 30度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯38度00分54.2秒 東経138度33分21.6秒) 26 25から 20度00分 6,000メートルの点 (参考値：北緯38度03分57.0秒 東経138度34分45.8秒) 27 ソから 33度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯38度05分30.0秒 東経138度34分20.8秒)		
漁場の区域	レ・23、23・24、24・25、25・26、26・27、27・ソの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別			
団体漁業権			
(4) 関係地区			
佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、匏、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津			

◎漁業権公示番号		佐区第13号	
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、匏、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先		
点の位置	基点 レ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市松ヶ崎と岩首との境界) (参考値：北緯37度56分17.9秒 東経138度30分11.3秒) 基点 ツ 新潟県漁場測標 第229号 (佐渡市水津) (参考値：北緯38度04分34.3秒 東経138度34分16.5秒) 28 レから 113度30分 600メートルの点 (参考値：北緯37度56分10.1秒 東経138度30分33.9秒) 29 28から 21度00分 4,700メートルの点 (参考値：北緯37度58分32.4秒 東経138度31分42.9秒) 30 29から 30度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯38度00分52.9秒 東経138度33分25.4秒) 31 30から 20度00分 6,000メートルの点 (参考値：北緯38度03分55.7秒 東経138度34分49.5秒) 32 ツから 33度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度05分01.5秒 東経138度34分38.8秒)		
漁場の区域	レ・28、28・29、29・30、30・31、31・32、32・ツの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別			
団体漁業権			
(4) 関係地区			
佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、匏、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津			

◎漁業権公示番号	佐区第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 ソ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市水津と両津大川との境界) (参考値：北緯38度05分00.1秒 東経138度33分56.3秒) 基点 ネ 新潟県漁場基点 第26号 (佐渡市原黒と両津湊との境界) (参考値：北緯38度04分32.8秒 東経138度26分37.5秒) 27 ソから 33度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯38度05分30.0秒 東経138度34分20.8秒) 33 27から 263度00分 8,500メートルの点 (参考値：北緯38度04分56.3秒 東経138度28分34.7秒) 34 ネから 43度00分 1,200メートルの点 (参考値：北緯38度05分01.3秒 東経138度27分11.0秒)	
漁場の区域	ソ・27、27・33、33・34、34・ネの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒		

◎漁業権公示番号	佐区第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 ナ 佐渡市両津橋西側南端の橋台 (佐渡市両津湊) (参考値：北緯38度04分57.2秒 東経138度26分05.4秒) 基点 ラ 佐渡市両津橋西側北端の橋台 (佐渡市両津夷) (参考値：北緯38度04分58.0秒 東経138度26分04.9秒)	
漁場の区域	ナ、ラを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上		

◎漁業権公示番号	佐区第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 ナ 佐渡市両津橋西側南端の橋台（佐渡市両津湊） （参考値：北緯38度04分57.2秒 東経138度26分05.4秒） 基点 ラ 佐渡市両津橋西側北端の橋台（佐渡市両津夷） （参考値：北緯38度04分58.0秒 東経138度26分04.9秒）	
漁場の区域	ナ、ラを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上		

◎漁業権公示番号	佐区第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日時点の佐渡市大字梅津字鮎揚町、字南平沢及び字北平沢地先	
点の位置	基点 ム 新潟県漁場基点 第27号（佐渡市春日と梅津との境界） （参考値：北緯38度05分31.2秒 東経138度26分03.1秒） 基点 ウ 新潟県漁場基点 第28号（平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界） （参考値：北緯38度06分10.4秒 東経138度26分14.2秒） 35 ムから 73度00分 900メートルの点 （参考値：北緯38度05分39.7秒 東経138度26分38.4秒） 36 ウから 83度00分 700メートルの点 （参考値：北緯38度06分13.1秒 東経138度26分42.8秒）	
漁場の区域	ム・35、35・36、36・ウの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字船場町、字白山、字南平沢及び字北平沢の地区		

◎漁業権公示番号	佐区第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字浜梅津、佐渡市羽吉及び椿地先	
点の位置	基点 ウ 新潟県漁場基点 第28号 (平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字北平沢と 大字梅津字浜梅津との境界) (参考値：北緯38度06分10.4秒 東経138度26分14.2秒) 基点 キ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) (参考値：北緯38度07分37.3秒 東経138度26分27.3秒) 37 ウから 83度00分 500メートルの点 (参考値：北緯38度06分12.4秒 東経138度26分34.6秒) 38 キから 93度00分 500メートルの点 (参考値：北緯38度07分36.4秒 東経138度26分47.8秒)	
漁場の区域	ウ ・ 37、37・38、38・キの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字浜梅津及び大字梅津字中屋敷の地区、佐渡市羽吉及び椿		

◎漁業権公示番号	佐区第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ㊦ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) (参考値：北緯38度07分37.3秒 東経138度26分27.3秒) 基点 ノ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) 38 ㊦から 93度00分 500メートルの点 (参考値：北緯38度07分36.4秒 東経138度26分47.8秒) 39 38から 28度00分 8,400メートルの点 (参考値：北緯38度11分36.9秒 東経138度29分29.9秒) 40 39から 97度00分 300メートルの点 (参考値：北緯38度11分35.7秒 東経138度29分42.1秒) 41 ノから 91度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.4秒 東経138度30分13.0秒)	
漁場の区域	㊦・38、38・39、39・40、40・41、41・ノの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐区第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ㊦ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) (参考値：北緯38度07分37.3秒 東経138度26分27.3秒) 基点 ノ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) 38 ㊦から 93度00分 500メートルの点 (参考値：北緯38度07分36.4秒 東経138度26分47.8秒) 39 38から 28度00分 8,400メートルの点 (参考値：北緯38度11分36.9秒 東経138度29分29.9秒) 40 39から 97度00分 300メートルの点 (参考値：北緯38度11分35.7秒 東経138度29分42.1秒) 41 ノから 91度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.4秒 東経138度30分13.0秒)	
漁場の区域	㊦・38、38・39、39・40、40・41、41・ノの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐区第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ケ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ㇿ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) (参考値：北緯38度07分37.3秒 東経138度26分27.3秒) 基点 ノ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) 42 ㇿから 93度00分 600メートルの点 (参考値：北緯38度07分36.2秒 東経138度26分51.9秒) 43 42から 28度00分 8,400メートルの点 (参考値：北緯38度11分36.8秒 東経138度29分34.0秒) 44 43から 97度00分 400メートルの点 (参考値：北緯38度11分35.2秒 東経138度29分50.3秒) 45 ノから 91度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.4秒 東経138度30分17.1秒)	
漁場の区域	ㇿ・42、42・43、43・44、44・45、45・ノの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ケ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐区第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎地先	
点の位置	基点 ノ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) 基点 オ 新潟県漁場基点 第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) (参考値：北緯38度19分30.1秒 東経138度28分41.4秒) 41 ノから 91度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.4秒 東経138度30分13.0秒) 46 41から 15度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯38度14分50.4秒 東経138度30分45.0秒) 47 46から 5度00分 7,000メートルの点 (参考値：北緯38度18分36.6秒 東経138度31分10.1秒) 48 47から 26度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯38度19分20.3秒 東経138度31分37.1秒) 49 48から 328度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度20分09.8秒 東経138度30分57.9秒) 50 49から 276度00分 3,000メートルの点 (参考値：北緯38度20分19.9秒 東経138度28分55.0秒) 51 オから 317度00分 500メートルの点 (参考値：北緯38度19分42.0秒 東経138度28分27.3秒)	
漁場の区域	ノ・41、41・46、46・47、47・48、48・49、49・50、50・51、51・オの8線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎		

◎漁業権公示番号	佐定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) (参考値：北緯38度12分59.0秒 東経138度22分06.8秒) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) (参考値：北緯38度12分51.4秒 東経138度21分58.7秒) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度13分41.0秒 東経138度21分28.1秒) 2 いから 297度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度13分14.9秒 東経138度21分00.1秒)	
漁場の区域	あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名		

◎漁業権公示番号	佐定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) (参考値：北緯38度12分59.0秒 東経138度22分06.8秒) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) (参考値：北緯38度12分51.4秒 東経138度21分58.7秒) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度13分41.0秒 東経138度21分28.1秒) 2 いから 297度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度13分14.9秒 東経138度21分00.1秒) 3 1から 298度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度14分05.4秒 東経138度20分30.0秒) 4 2から 297度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度13分38.5秒 東経138度20分01.5秒)	
漁場の区域	1・3、3・4、4・2、2・1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名		

◎漁業権公示番号	佐定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) (参考値：北緯38度04分31.8秒 東経138度14分40.0秒) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) (参考値：北緯38度04分15.5秒 東経138度14分33.2秒) 5 うから 293度00分 770メートルの点 (参考値：北緯38度04分41.5秒 東経138度14分10.9秒) 6 えから 274度00分 880メートルの点 (参考値：北緯38度04分17.5秒 東経138度13分57.2秒)	
漁場の区域	う・5、5・6、6・えの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から10月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市小川、達者、姫津及び北狄		

◎漁業権公示番号	佐定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) (参考値：北緯38度04分31.8秒 東経138度14分40.0秒) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) (参考値：北緯38度04分15.5秒 東経138度14分33.2秒) 5 うから 293度00分 770メートルの点 (参考値：北緯38度04分41.5秒 東経138度14分10.9秒) 6 えから 274度00分 880メートルの点 (参考値：北緯38度04分17.5秒 東経138度13分57.2秒) 7 5から 293度00分 660メートルの点 (参考値：北緯38度04分49.9秒 東経138度13分46.0秒) 8 6から 274度00分 640メートルの点 (参考値：北緯38度04分18.9秒 東経138度13分31.0秒)	
漁場の区域	5・7、7・8、8・6、6・5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市小川、達者、姫津及び北狄		

◎漁業権公示番号	佐定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小川地先	
点の位置	基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) (参考値：北緯38度04分15.5秒 東経138度14分33.2秒) 9 えから 274度00分 750メートルの点 (参考値：北緯38度04分17.2秒 東経138度14分02.5秒) 10 9から 237度00分 1,650メートルの点 (参考値：北緯38度03分48.0秒 東経138度13分05.8秒) 11 9から 274度00分 1,480メートルの点 (参考値：北緯38度04分20.5秒 東経138度13分02.0秒) 12 10から 274度00分 400メートルの点 (参考値：北緯38度03分48.9秒 東経138度12分49.4秒)	
漁場の区域	9・10、10・12、12・11、11・9の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市小川、達者、姫津及び北狄		

◎漁業権公示番号	佐定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) (参考値：北緯37度54分40.1秒 東経138度16分50.9秒) 基点 か 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) (参考値：北緯37度54分26.5秒 東経138度16分46.0秒) 13 おから 311度30分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度55分01.6秒 東経138度16分20.2秒) 14 かから 290度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度54分37.6秒 東経138度16分07.6秒)	
漁場の区域	お・13、13・14、14・かの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山		

◎漁業権公示番号	佐定第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) (参考値：北緯37度54分40.1秒 東経138度16分50.9秒) 基点 か 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) (参考値：北緯37度54分26.5秒 東経138度16分46.0秒) 13 おから 311度30分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度55分01.6秒 東経138度16分20.2秒) 14 かから 290度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度54分37.6秒 東経138度16分07.6秒) 15 13から 311度30分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度55分23.1秒 東経138度15分49.6秒) 16 14から 290度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度54分48.7秒 東経138度15分29.1秒)	
漁場の区域	13・15、15・16、16・14、14・13の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山		

◎漁業権公示番号	佐定第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) (参考値：北緯37度50分12.6秒 東経138度13分35.2秒) 基点 く 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) (参考値：北緯37度50分07.1秒 東経138度13分20.0秒) 17 きから 348度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯37度50分53.8秒 東経138度13分24.2秒) 18 くから 322度00分 1,400メートルの点 (参考値：北緯37度50分42.9秒 東経138度12分44.7秒)	
漁場の区域	き・17、17・18、18・くの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町		

◎漁業権公示番号	佐定第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) (参考値：北緯37度50分12.6秒 東経138度13分35.2秒) 基点 く 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) (参考値：北緯37度50分07.1秒 東経138度13分20.0秒) 17 きから 348度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯37度50分53.8秒 東経138度13分24.2秒) 18 くから 322度00分 1,400メートルの点 (参考値：北緯37度50分42.9秒 東経138度12分44.7秒) 19 17から 328度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯37度51分24.0秒 東経138度13分00.3秒) 20 18から 322度00分 900メートルの点 (参考値：北緯37度51分05.9秒 東経138度12分22.0秒)	
漁場の区域	17・19、19・20、20・18、18・17の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町		

◎漁業権公示番号	佐定第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市南新保地先	
点の位置	基点 け 新潟県漁場測標 第334号 (佐渡市南新保) (参考値：北緯37度50分56.5秒 東経138度23分11.0秒) 基点 こ 新潟県漁場測標 第333号 (佐渡市南新保) (参考値：北緯37度51分07.6秒 東経138度23分25.3秒) 21 けから 151度00分 2,300メートルの点 (参考値：北緯37度49分51.3秒 東経138度23分56.6秒) 22 こから 140度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度50分05.4秒 東経138度24分31.0秒)	
漁場の区域	け・21、21・22、22・この3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び庭場		

◎漁業権公示番号	佐定第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿地先	
点の位置	基点 さ 新潟県漁場測標 第165号 (佐渡市羽吉) (参考値：北緯38度07分08.9秒 東経138度26分11.6秒) 基点 し 新潟県漁場測標 第163号 (佐渡市椿) (参考値：北緯38度07分24.5秒 東経138度26分20.7秒) 23 さから 104度00分 2,150メートルの点 (参考値：北緯38度06分52.0秒 東経138度27分37.2秒) 24 しから 92度00分 2,150メートルの点 (参考値：北緯38度07分22.0秒 東経138度27分48.9秒)	
漁場の区域	さ・23、23・24、24・しの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、いか定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐定第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市白瀬地先	
点の位置	基点 す 新潟県漁場測標 第153号 (佐渡市白瀬) (参考値：北緯38度08分11.4秒 東経138度26分53.3秒) 基点 せ 新潟県漁場測標 第150号 (佐渡市白瀬) (参考値：北緯38度08分23.8秒 東経138度26分55.7秒) 25 すから 130度00分 1,650メートルの点 (参考値：北緯38度07分37.0秒 東経138度27分45.2秒) 26 せから 96度00分 1,350メートルの点 (参考値：北緯38度08分19.2秒 東経138度27分50.8秒)	
漁場の区域	す・25、25・26、26・せの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐定第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市和木地先	
点の位置	基点 そ 新潟県漁場測標 第135号 (佐渡市和木) (参考値：北緯38度10分10.6秒 東経138度28分02.9秒) 基点 た 新潟県漁場測標 第130号 (佐渡市馬首) (参考値：北緯38度10分28.9秒 東経138度28分14.9秒) 27 そから 138度00分 1,980メートルの点 (参考値：北緯38度09分22.9秒 東経138度28分57.3秒) 28 たから 102度00分 1,430メートルの点 (参考値：北緯38度10分19.3秒 東経138度29分12.4秒)	
漁場の区域	そ・27、27・28、28・たの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐定第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市平松地先	
点の位置	基点 ち 新潟県漁場測標 第118号 (佐渡市平松) (参考値：北緯38度11分23.3秒 東経138度28分54.0秒) 基点 つ 新潟県漁場測標 第116号 (佐渡市平松) (参考値：北緯38度11分29.1秒 東経138度28分54.0秒) 29 ちから 130度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度11分02.2秒 東経138度29分40.3秒) 30 つから 110度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度11分21.8秒 東経138度29分46.6秒)	
漁場の区域	ち・29、29・30、30・つの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見		

◎漁業権公示番号	佐定第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫地先	
点の位置	基点 て 新潟県漁場測標 第87号 (佐渡市黒姫) (参考値：北緯38度13分57.2秒 東経138度29分54.0秒) 基点 と 新潟県漁場測標 第85号 (佐渡市黒姫) (参考値：北緯38度14分07.5秒 東経138度29分56.8秒) 31 てから 128度00分 2,200メートルの点 (参考値：北緯38度13分13.2秒 東経138度31分05.3秒) 32 とから 83度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯38度14分13.4秒 東経138度30分58.0秒)	
漁場の区域	て・31、31・32、32・との3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎		

◎漁業権公示番号	佐定第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北小浦地先	
点の位置	基点 な 新潟県漁場測標 第64号 (佐渡市北小浦) (参考値：北緯38度16分26.4秒 東経138度30分27.9秒) 基点 に 新潟県漁場測標 第62号 (佐渡市北小浦) (参考値：北緯38度16分36.3秒 東経138度30分27.9秒) 33 なから 113度30分 1,650メートルの点 (参考値：北緯38度16分05.0秒 東経138度31分30.2秒) 34 にかから 64度30分 1,330メートルの点 (参考値：北緯38度16分54.8秒 東経138度31分17.3秒)	
漁場の区域	な・33、33・34、34・にの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎		

◎漁業権公示番号	佐定第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市鷺崎地先	
点の位置	基点 む 新潟県漁場測標 第44号 (佐渡市鷺崎) (参考値：北緯38度18分29.9秒 東経138度30分39.4秒) 基点 ね 新潟県漁場測標 第43号 (佐渡市鷺崎) (参考値：北緯38度18分42.0秒 東経138度30分41.7秒) 35 むから 128度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度17分54.0秒 東経138度31分37.7秒) 36 ねから 92度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度18分40.5秒 東経138度31分35.2秒)	
漁場の区域	む・35、35・36、36・ねの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎		

第2 免許予定日

令和5年9月1日

第3 申請期間

令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

第4 存続期間

1 共同漁業権

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

2 区画漁業権

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

3 定置漁業権

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

第5 沿岸漁場管理団体の指定予定

なし

第6 類似漁業権以外の漁業権

佐共第24号、佐区第6号、佐区第7号、佐区第9号

第7 佐渡海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし (計画の案のとおりとして差し支えなし)

第8 申請書提出先

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部漁政課

備考

この告示による共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

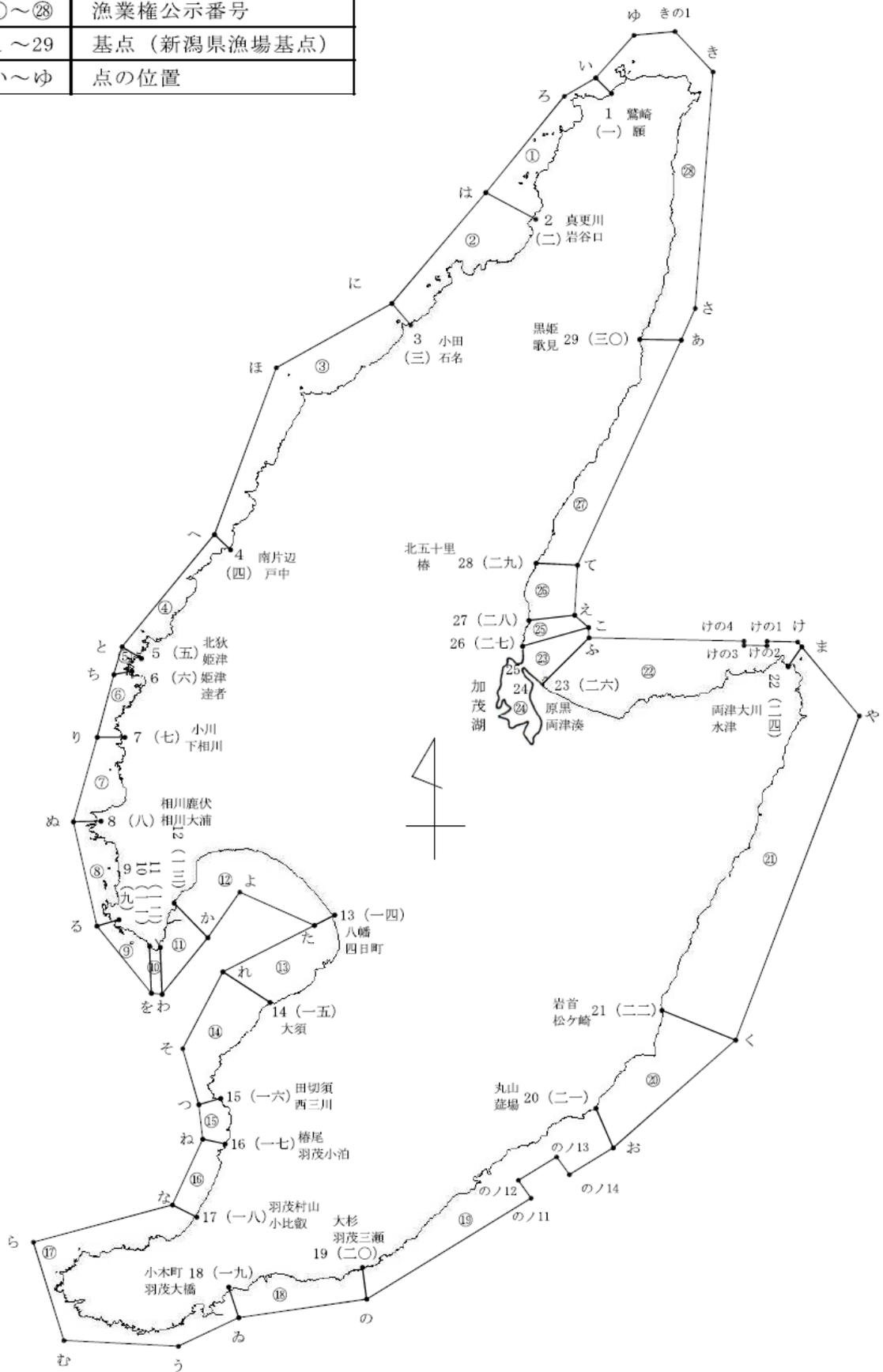
新潟県農林水産部水産課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部 (水産庁舎)

佐渡海区漁業調整委員会事務所

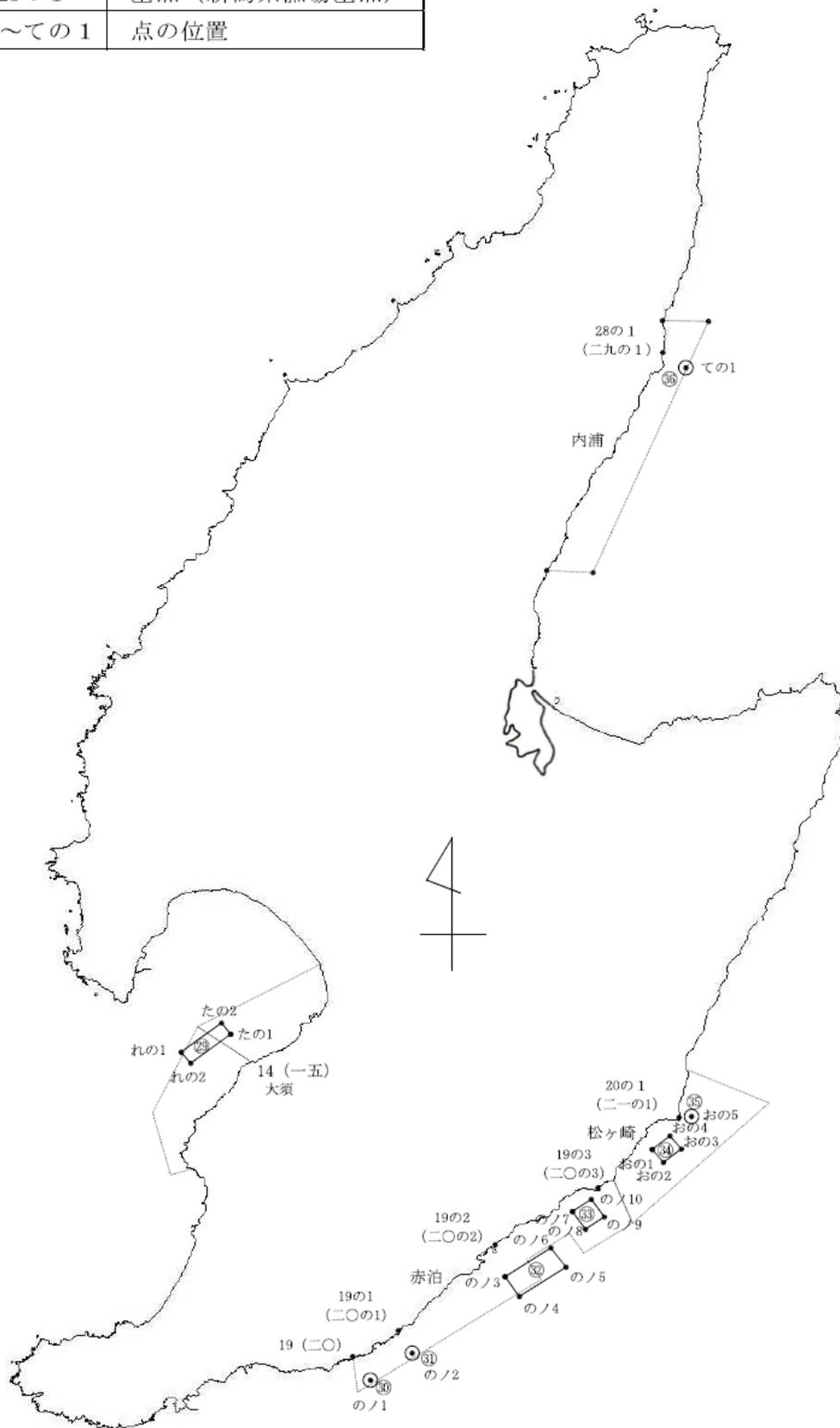
佐渡海区共同漁業権漁場計画図

凡 例	
①～㉔	漁業権公示番号
1～29	基点 (新潟県漁場基点)
い～ゆ	点の位置



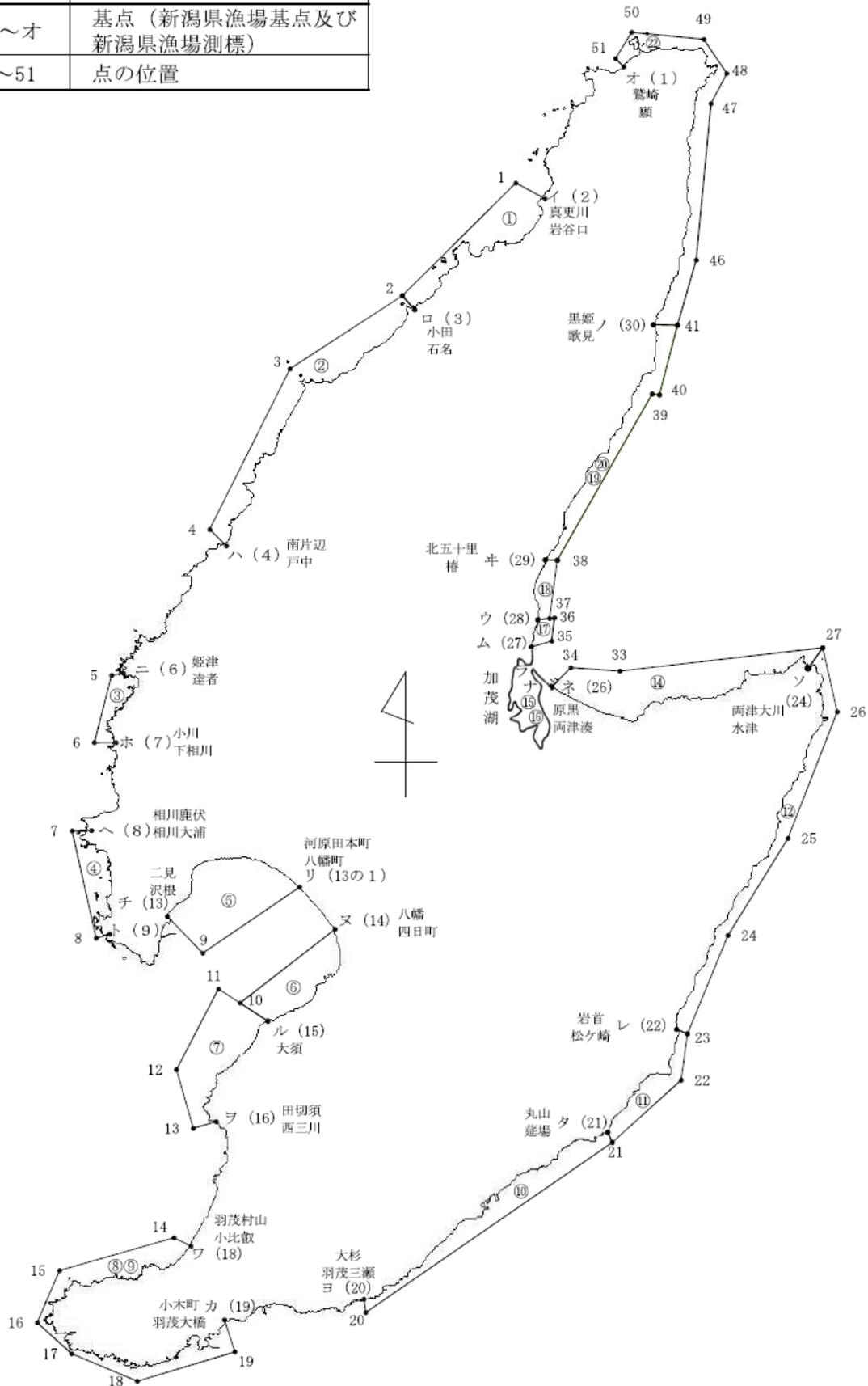
佐渡海区共同漁業権漁場計画 図No. 2

凡 例	
㉓～㉖	漁業権公示番号
14～28の1	基点（新潟県漁場基点）
たの1～ての1	点の位置



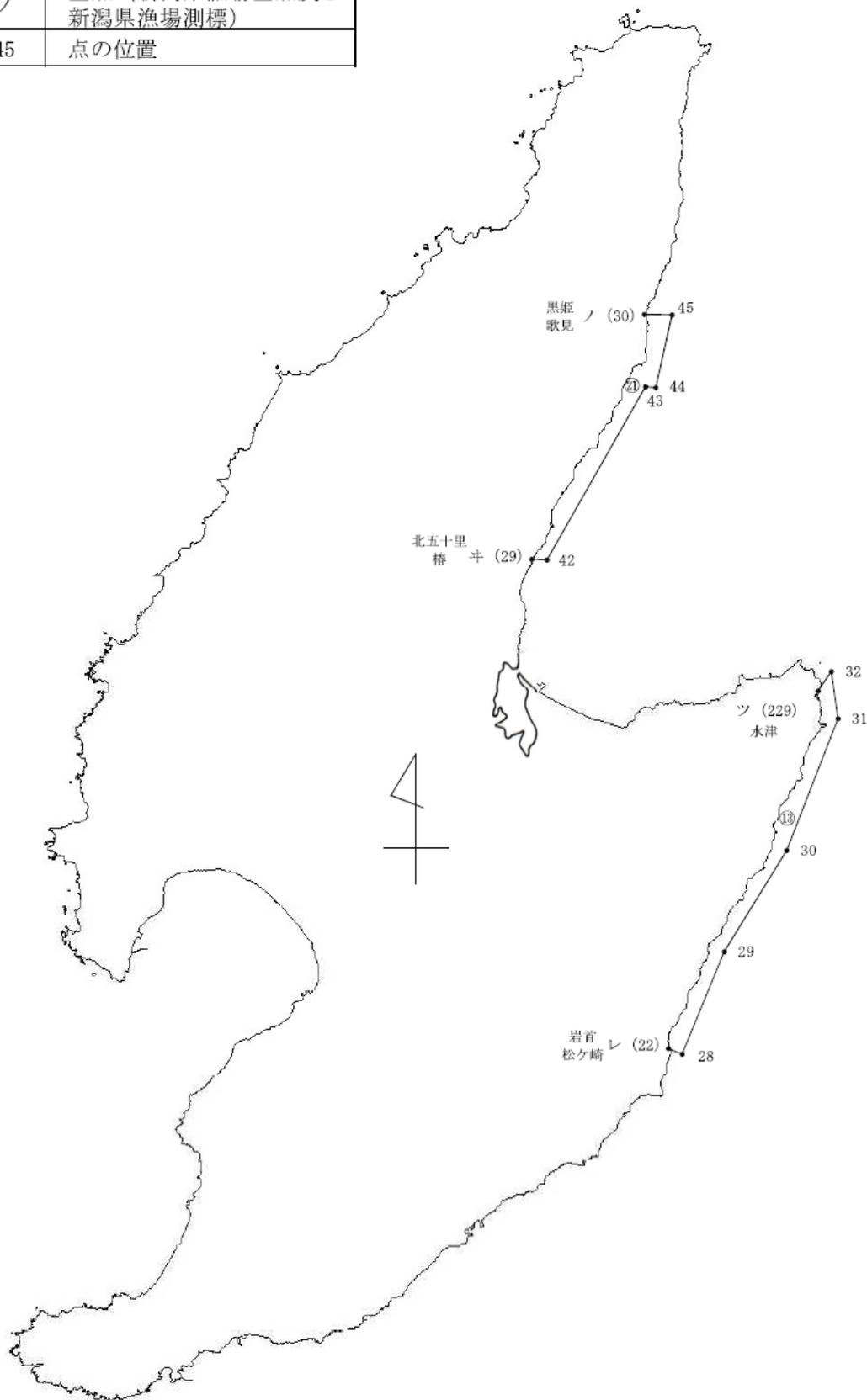
佐渡海区区画漁業権漁場図

凡 例	
①～⑳	漁業権公示番号
イ～オ	基点 (新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標)
1～51	点の位置



佐渡海区区画漁業権漁場図No.2

凡 例	
㊦、㊧	漁業権公示番号
レ～ノ	基点（新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標）
28～45	点の位置



佐渡海区定置漁業権漁場図

凡 例	
①～⑰	漁業権公示番号
あ～ね	基点 (新潟県漁場測標)
1～36	点の位置

